

平成 31 年度
中国圏の発展推進に関する提案

平成 30 年 8 月

中国圏広域地方計画推進会議

提 案 文

中国圏の発展の推進について、平成31年度において特に緊急かつ重点的に整備を行うべき施策を次のとおり取りまとめました。

地方分権型社会が進展する中で、中国地方が活力ある経済社会、住民生活の安全、豊かな環境を実現し、自立的に発展するため、関係各位におかれましては、これらの提案事項の実現について、格段の御配慮を賜りますようお願いいたします。

平成30年8月

中国圏広域地方計画推進会議

鳥取県知事 平 井 伸 治

島根県知事 溝 口 善兵衛

岡山県知事 伊原木 隆 太

広島県知事 湯 崎 英 彦

山口県知事 村 岡 嗣 政

鳥取県議会議長 稲 田 寿 久

島根県議会議長 大 屋 俊 弘

岡山県議会議長 高 橋 戒 隆

広島県議会議長 山 木 靖 雄

山口県議会議長 柳 居 俊 学

目 次

- 1 「地方創生・人口減少克服」に向けて 1
- 2 地方分権改革の推進及び地方税財源の充実確保について 7

I 国内外の多様な交流と連携により発展する中国圏

- 3 高速道路ネットワーク等の整備促進について 13
- 4 地域情報化の推進について 17
- 5 隣接圏域との交流に向けた基盤整備について 19
- 6 都市圏機能の充実について 20
- 7 北東アジアゲートウェイ構想実現に向けた広域連携の推進について 22
- 8 地方空港の整備推進等について 23
- 9 竹島の領土権の早期確立等について 24

II 産業集積や地域資源を活かし持続的に成長する中国圏

- 10 訪日外国人旅行者の誘致促進について 27
- 11 港湾整備事業の推進について 29
- 12 国営土地改良事業の推進について 33
- 13 日本海における漁業秩序の確立について 35

14	次世代エネルギーへの取組の推進について	36
----	---------------------	----

Ⅲ 豊かな暮らしで人を惹きつける中山間地域や島しょ部を創造する中国圏

15	離島・中山間地域の総合対策の充実強化について	39
16	中国山地における旧緑資源幹線林道の整備推進について	42
17	流域下水道整備事業の推進について	43
18	宍道湖・中海における水質保全対策の推進について	46
19	海洋ごみ対策の推進について	47

Ⅳ 新たなステージにも対応する安全・安心な中国圏

20	大規模災害に強いインフラの整備について	49
21	大規模災害に強い日本海側のリダンダンシー機能の充実・確保について	52
22	日本海側における地震・津波研究の充実について	53
23	河川総合開発事業等の推進について	54

1 「地方創生・人口減少克服」に向けて

(関係府省) 内閣官房、内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、農林水産省、国土交通省

[1] 趣 旨

我が国では、本格的な人口減少社会に突入し、東京一極集中の傾向も依然として続いているが、地方においては、出生数の減少に加え、若年層を中心とする人口流出によって、人口減少が急速に進行している。今後、そのスピードがさらに加速すると見込まれることから、一刻も早く人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力ある地域社会を構築していくことが、喫緊の課題となっている。

地方創生・人口減少克服を実効あるものとするためには、東京圏のみならず、各地方が多様な姿で発展し、その多様性の中から新たな価値が生まれ、地域と人々が輝き続けることが重要である。

地方創生なくして一億総活躍社会の実現はない。地方では、地域が直面している課題に対し、創意工夫しながら主体的・自立的に魅力ある地域づくりの取組を推進するとともに、国においては、日本全体の構造的な課題である「東京一極集中の是正」に自ら率先して取り組むなど、国と地方が両輪となって進めていくことが不可欠である。

国家的課題である「地方創生・人口減少克服」に向けて、特に次の事項について直ちに断行するよう強く求める。

[2] 内 容

1 東京一極集中を是正するために

「東京一極集中の是正」という日本全体の構造的な課題解決に向けて、地方への新しいひとの流れをつくとともに、人口流出の抑制に取り組む必要がある。

このため、国においては、まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる「2020年時点で東京圏から地方への転出・転入を均衡させる」という基本目標を安易に下方修正することなく、目標が達成できるよう、これまで以上に総力を挙げて、大学や企業の地方移転などに向けた抜本的な対策を講じること。

(1) 大学の東京一極集中の是正の実現

大学への進学や就職をきっかけとした若者の人口流出に歯止めをかけるため、

- ・地方大学の振興や若者の雇用創出につながる地方の取組に対する支援を充実すること。
- ・大都市に集中している大学・研究施設の地方移転を重点的に進めること。

(2) 企業の地方分散

企業の東京圏への転入超過は続いており、国は自ら率先してその要因分析を行い、東京圏から地方への企業移転に関するより具体的で明確なKPIを設定し、

- ・集中移転期間を設定の上、東京圏から地方に本社機能を移転した企業に対する国独自の移転促進交付金制度を創設すること。
- ・地方への本社機能移転をより一層促進するため、地方拠点強化税制のさらなる拡充を図るとともに、大都市と地方の法人税に差を設けるなど思い切った税制措置を講じること。
- ・東京圏から地方に移転する企業の不動産譲渡益及び企業立地補助金の益金不算入制度を創設するこ

と。

- ・そのほか、地方移転のインセンティブが働くよう、大胆かつ積極的な取組を立案し、進めること。

(3) 国家戦略としての政府関係機関の地方分散

政府関係機関移転基本方針で全面移転とされた機関はわずか3機関である。新たな移転対象機関の検討を進めるなど、取組を一過性のものとすることなく、国家戦略として、具体のKPIを設定した上で、

- ・自ら移転可能な機関を示すなど、国が主体的に取り組むとともに、移転に伴う用地の確保、施設の整備など、移転に要する経費については、国において負担することを原則とすること。
- ・共同研究の実施など、移転機関と地元の大学や企業等が連携した取組を推進することができるよう、国の機関としての機能拡充を図ること。
- ・中央省庁のサテライトオフィス設置を、単なる試行や地方創生に向けたアウトリーチ支援に止めず、東京一極集中の是正に向けた具体の取組につなげること。
- ・ICTを活用したテレビ会議やテレワーク等、サテライトオフィス設置の取組は、中央省庁のほか独立行政法人も含めて行い、移転の可能性を広く検証すること。

(4) 「地方」への移住・定住

東京一極集中の是正を図り、地方への移住・定住を進めるため、

- ・東京圏から地方への具体的な移住促進計画等を国が自ら率先して策定し、着実に実行するよう取り組むこと。
- ・全市町村への移住相談のワンストップ窓口となる定住支援員の配置や、地域での生活を体験するための短期滞在型住宅の提供など、地方が独自に取り組む施策に対して、新たな交付金の創設など支援措置を講じること。
- ・大企業を含めた各地方の求人情報を一括して全国の求職者に提供する全国的なマッチングサイトを構築するとともに、それに合わせて移住者の経済的負担を軽減するための支援を行うこと。
- ・地方で暮らすことに対する若者の意識改革に向け、高校生の地方留学制度の創設など、若者が地方生活を体験する取組を進めること。
- ・マスメディア等の活用により、地方志向へと価値観を大転換するような気運醸成を積極的に進めること。

2 次世代を担う「ひと」をつくるために

我が国の持続的な発展と競争力強化のためには、すべてのライフステージにわたって、住民の個性と能力が最大限に発揮され、一人ひとりが「輝く」地域社会を創造していく必要がある。

特に、幼児期は、生涯にわたる人格形成や小学校以降の教育の基盤を培う大変重要な時期であるため、幼児教育に係る質的向上と量的拡大が必要である。

併せて、すべての子どもたちが家庭の経済的事情にかかわらず、その能力と可能性を最大限に高める取組により、貧困の世代間連鎖を断ち切ることが必要である。

また、少子化が急速に進行する中、希望するすべての人に対して出会い、結婚、妊娠・出産、子育てなど、各ライフステージに応じた、切れ目のない支援策を充実・強化する必要がある。

さらに、生産年齢人口が減少する中、すべての人が仕事に生きがいを持ち、暮らしを楽しむことができる社会を創出するためには、男女ともに働きやすく、多様な人材がその個性と能力を發揮できる環境づくりが必要である。

このため、国においては、次世代を担う「ひと」づくり、少子化対策の抜本強化及び働き方改革の着実な推進に向けて、地方と連携して大胆かつ積極的に次のことに取り組むこと。

(1) 「人づくり革命」の推進

- ・地方における人材育成・確保に必要な施策を検討し、平成31年度予算において、必要な経費を地方財政計画に計上するとともに、交付金の創設など新たな財政措置も含めた、あらゆる分野における「人づくり革命」の実現のための思い切った措置を講ずること。
- ・すべての子供が自分の持つ能力を最大限に伸ばせる社会づくりに向けて、経済的な「負担軽減」を進めることは重要である一方、教育・保育の無償化に当たっては、「質の向上」「量的拡大」と合わせて、最適な投資バランスのもと推進するとともに、無償化に係る財源については、地方自治体に実質的な負担を新たに生じさせることなく国の責任において着実に推進すること。

(2) 若者の結婚・妊娠・出産・子育ての希望がかなう社会づくりの推進

- 若者が、それぞれのライフプランを描き、希望がかなう結婚、妊娠、出産、子育てができるよう、
- ・結婚や家庭の良さを前向きに考えてもらうためのキャンペーンの展開などにより、社会全体で応援する気運づくりを推進すること。
 - ・特定不妊治療に係る所得制限の緩和や医療保険適用拡大など不妊治療支援を拡充すること。
 - ・産科、新生児科等過重労働を強いられる診療分野での勤務環境改善への財政支援など周産期医療体制を確保すること。
 - ・妊娠期から子育て期までの切れ目のない総合的な支援を行う子育て世代包括支援センターの設置と機能充実を促進するために必要な財源を確保すること。
 - ・三世代同居住宅の新築・改築への支援や、改築に係る所得税の軽減措置などの三世代同居・近居を支援するための優遇策等のさらなる拡充を図ること。
 - ・地域少子化対策重点推進交付金については、地方が地域の実情に応じて柔軟に事業実施できるよう、より自由度の高いものとする。

(3) 保育サービスの充実と子育て家庭の経済的負担の軽減等

保育サービスの拡充や、子育て家庭の経済的負担の全般的な軽減に向けて、

- ・保育士や幼稚園教員等の不足を解消するため、保育士等の抜本的な処遇改善や就労環境の向上等により潜在保育士等の再参入と勤続年数の長期化を図ること。
- ・潜在保育士を把握できるよう、関係法令の改正等により、保育士資格登録者の離職時における届出制度を創設すること。
- ・保育料・教育費や子どもの医療費の軽減など、国の責任において、大胆な経済的支援制度を創設すること。
- ・子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担金等の減額措置を全面的に廃止すること。

(4) 地方の教育の魅力向上・充実

[幼児教育]

乳幼児期における語彙数や幼児期に身に付けた非認知的能力が、その後の学力や生活に大きな影響を与えるという研究成果等を踏まえ、

- ・乳幼児期の教育・保育の質を確保するため、教員・保育士等の資質能力を向上させる研修機会の充実等に対する支援を講ずること。
- ・子どもとの関わり方についての助言など家庭教育への支援を充実すること。

[初等中等教育]

初等中等教育において、誰もが持っている能力を開花させ、社会的経済的環境にかかわらず大学進学等に必要な学力を身に付けるためには、小学校から高等学校における教育の質を向上させる必要があり、

- ・少人数・習熟度別指導などの充実のための教職員定数を拡充すること。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充及び待遇改善のための十分な財源の確保や、人材の養成及び確保に向けた取組の充実を図ること。
- ・生活困窮家庭やひとり親家庭の子どもに対する適切な学習支援など放課後等における学習の場の充実や、地域と学校との連携・協働の強化を図ること。

[高等教育]

教育は「未来への先行投資」であり、意欲のある学生を支援し、我が国が将来にわたって持続的に成長していくための礎となる人材を育成するため、

- ・地方でも充実した高等教育を受けられる環境を整備し、地域産業の担い手となる高度人材を育成・確保すること。
- ・教育・研究成果を地域に還元し、地域産業の活性化に資するよう、地域の「知の拠点」である地方の大学への支援を充実させ、大学の質の向上を図ること。
- ・地域の多様な主体と連携し課題解決に取り組む大学等に対する運営費交付金等の配分の充実など、地方大学の運営基盤の強化を図ること。

(5) 進学希望をかなえるための支援の充実

すべての子どもたちが均等に教育を受ける機会を得るため、

- ・給付型奨学金や無利子奨学金を充実するとともに、返還に際しても、返還金の減額・免除や返還期限の猶予など制度を拡充すること。
- ・経済的に厳しい環境にあるひとり親家庭等に対するさらに手厚い経済的支援を講じること。

(6) 働き方改革の推進、多様な人材が活躍できる社会環境の整備

誰もが仕事と暮らしを両立でき、安心して働き続けられる環境づくりに向けて、

- ・企業における短時間勤務・テレワーク等多様な働き方の導入や、仕事と育児・介護等の両立を促進するための社内環境の整備及び制度導入に対する支援を充実させること。
- ・非正規雇用の処遇改善に向けた取組支援、企業の主体的取組を進めるための専門人材の確保支援など、働き方改革に取り組みやすい環境を整備すること。
- ・人材確保が困難な中小企業においては、業界特有の取引慣行や、下請けの取引条件等も相まって、働き方改革が進まない場合が多いことから、国において設置される働き方改革推進センターにおいても、取引の在り方の改善に向けた取組を一層強化すること。
- ・税制面のインセンティブ等により、女性の活躍や男性の家事・育児・介護参画の促進に向けた企業の取組支援を充実させること。
- ・地域の実情と企業ニーズに応じた働き方改革促進策を実施する際の財源について、自由度が高く、必要な施策に継続的に活用できる交付金の新設など、財政支援を拡充すること。
- ・長時間労働の是正など企業の働き方改革の取組が加速するよう、地域の実情や実態を踏まえた実効性のある対策を講じるとともに、十分な周知を行うこと。
- ・地域経済を支えている中小企業・小規模事業者に対するIT利活用の促進をはじめとした生産性向上の支援施策の充実・強化を図ること。
- ・働き方改革について国民理解の促進と、国内の一層の気運醸成を図ること。

3 地方創生の取組を推進するために

イノベーションを通じて競争力を高め、強い地域経済をつくるためには、変化に富んだ自然環境が育む多様な農林水産資源、世界に認められた豊富な観光資源などを生かして、産業振興と雇用創出、交流人口の拡大など、地域の実情に応じた施策を展開していく必要がある。

また、地域住民一人ひとりが地域に愛着と誇りを持ち、国内外から魅力ある地域として選ばれるためには、住みやすく個性ある豊かな地域づくりが必要である。

このため、国においては、地域経済の好循環の拡大と持続的な地域運営に向けて地域の実情を踏まえた次の支援策を講じること。

(1) 地域産業の競争力強化

- ・企業の成長を後押しする規制緩和や新技術・新製品の開発支援など、地域産業の競争力強化を促進する取組を一層充実すること。
- ・AI・IoT等を活用した生産性向上、経営基盤強化に取り組む中小企業・小規模事業者への支援を充実すること。
- ・都市圏の大企業等のプロフェッショナル人材が、地方の中堅・中小企業の事業経営に参画する取組については、一定程度の期間、継続的に取り組むことが必要であり、引き続き必要な財源を確保すること。

(2) 訪日外国人旅行者の受入促進

急増する訪日外国人旅行者を全国各地に誘導できるよう、

- ・「日本版DMO」が、将来にわたり安定的かつ継続的な運営を行っていくことができるよう、現行制度に加え、地域再生エリアマネジメント負担金制度等を参考にしながら、観光地経営の権限と財源を確保できる制度を創設すること。
- ・国際観光旅客税について、「日本版DMO」を含む地方の観光振興施策の財源に充当できるよう、その仕組みの検討を早期に進め、税収の一定割合を地方に配分すること。
- ・東京2020オリンピック・パラリンピック期間中など、低廉な陸・海・空の周遊フリーパスを創設すること。
- ・税関・出入国管理・検疫(CIQ)など受入体制の整備・充実を図ること。

(3) 地域の実態に応じた「小さな拠点」づくりの推進

中山間地域などの条件が厳しい地域では、買い物、医療、交通などの生活機能・サービスの確保が緊急の課題となっている。

そうした地域でも、安心して住み続けることができるよう、

- ・生活機能・サービスを集約した施設や地域活動の拠点となる施設の整備など、地域の実態に応じた小さな拠点形成の支援を講じること。

(4) 明治150年を契機とした取組の支援

- ・明治150年を契機として地方が展開した取組など、地域が有する歴史や文化遺産の活用による地域づくりや人づくりにつながる取組を、一過性のものとするものがないよう、財政措置や支援を行うこと。

(5) 地方創生関連予算の十分な確保及び地方創生推進交付金の自由度向上と規模拡大

- 地方が、その地域の実情に応じた息の長い地方創生の取組を継続的かつ主体的に進めていくため、
- ・「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充すること。なお、これに係る地方交付税の算定に当たっては、条件不利地域等では地方創生の目的達成に長期的な取組が必要であることを的確に反映すること。
 - ・地方創生推進交付金について、その規模を確保・拡大し、継続的なものにする。
 - ・地方創生推進交付金の運用に当たっては、地域の実情を踏まえた課題解決に向けた取組を地方が自主的に実施できるよう、国の審査要件や使途の制約等の緩和を行うとともに、手続を簡素化すること。
 - ・地方創生推進交付金に係る地方財政負担については、引き続き、「まち・ひと・しごと創生事業費」とは別に、地方財政措置を講じること。
 - ・国も「まち・ひと・しごと創生総合戦略」においてKPIを設定して、地方創生に取り組んでいることから、取組の検証を行い公表すること。

(6) 地方分権改革の推進

- 真の地方創生に向けて、地方が創意工夫しながら自らの発想で独自の施策が講じられるよう、
- ・国の事務を、国家としての存立に関する役割などに限定した形で国と地方の役割分担を抜本的に見直し、権限の移譲や地方税財源の充実、税源の偏在是正をさらに推し進めていくこと。
 - ・「提案募集方式」において、提案の対象外とされている、国が直接執行する事業の運用改善や税財源の移譲等に関する提案であっても、その対象とするとともに、地方への権限移譲や規制緩和を行うことを原則として、地方に委ねることによる支障などの立証・説明責任を国も果たすこと。
 - ・従うべき基準の全面的な見直しや地方版ハローワークの地方設置推進を図るとともに、農用地区域からの除外や農地転用に関する規制を緩和し、優良農地の確保と産業の振興の調和を図りつつ、地域の活性化やまちづくりを推進するなど、土地利用に関する地方の自由度を拡大するための仕組みを構築すること。

(7) 規制改革の推進

- ・規制改革推進会議で議論されている「地方における規制改革」については、国と地方が連携・協力し、十分協議を行った上で進めること。
- ・「国家戦略特区（地方創生特区を含む）」については、地方の創意工夫による大胆な取組を実現することができるよう、地方提案の積極的な採択を行うこと。

2 地方分権改革の推進及び地方税財源の充実確保について

(関係府省) 内閣官房、内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、経済産業省、農林水産省

【地方分権改革の推進について】

[1] 趣 旨

現在、我が国は、人口減少・超高齢社会の到来、首都圏一極集中の弊害など困難な課題に直面している。これらの課題を解決し、我が国が持続的な発展を遂げるためには、地域の多様性から生み出される競争力を国全体の成長につなげることが必要であり、そのためにも、地方分権改革を推進し、真に自立した地域社会が形成される分権型国家への転換を図らなければならない。

平成19年に地方分権改革推進委員会が設置されて以来、義務付け・枠付けの見直しや国からの権限移譲等について、一定の成果が上げられてきたが、地域が抱える事情や課題はそれぞれに異なり、未だ多様な問題を抱えている。地域の実情や住民のニーズを熟知する地方が、自らの判断と責任で地域の課題を解決するためには、地方分権改革のさらなる推進が必要である。については、次の内容について提案する。

[2] 内 容

1 地方分権改革の推進

- 真の地方創生に向けて、地方が創意工夫しながら自らの発想で独自の施策が講じられるよう、
- ・国の事務を、国家としての存立に関する役割などに限定した形で国と地方の役割分担を抜本的に見直し、権限の移譲や地方税財源の充実、税源の偏在是正をさらに推し進めていくこと。
- ・「提案募集方式」において、提案の対象外とされている、国が直接執行する事業の運用改善や税財源の移譲等に関する提案であっても、その対象とするとともに、地方への権限移譲や規制緩和を行うことを原則として、地方に委ねることによる支障などの立証・説明責任を国も果たすこと。
- ・従うべき基準の全面的な見直しや地方版ハローワークの地方設置推進を図るとともに、農用地区域からの除外や農地転用に関する規制を緩和し、優良農地の確保と産業の振興の調和を図りつつ、地域の活性化やまちづくりを推進するなど、土地利用に関する地方の自由度を拡大するための仕組みを構築すること。

2 さらに地方分権改革を進めるための取組

- (1) 雇用政策は産業振興、人材教育、移住定住、低所得者対策など地方自治体の担う行政施策と切り離すことができないものであることから、諸施策と一体となって行う地方版ハローワークを支援すること。
また、地方版ハローワークの実効性を担保するため、国のハローワークが持つ情報の地方版ハローワークとの共有化を着実に進めること。
- (2) 地方分権改革を推進するため、国と地方の協議の場を積極的に活用し、地方の意見を確実に施策に反映させるとともに、分野別の分科会を設置し、政策の企画・立案段階から意見交換できるよう協議の質を充実させること。

(3) 法の改正により、地方公共団体の首長の下での一元的な事務の実施が可能となる文化財保護に関する事務と同様に、博物館をはじめとする社会教育に関する事務など、様々な分野の施策と連動させることでより効果的・効率的に実施できる事務について、各地方公共団体の判断により首長部局での実施を可能とすること。

3 規制改革の推進

規制改革推進会議で議論されている「地方における規制改革」については、国と地方が連携・協力し、十分協議を行った上で進めること。

また、「国家戦略特区（地方創生特区を含む。）」については、地方の創意工夫による大胆な取組を実現することができるよう、地方提案の積極的な採択を行うこと。

4 適切な財源措置の実施

地方分権改革の推進に当たっては、社会資本整備の進捗状況を勘案しつつ、担うべき権限に見合う財源を確保し、地方自治体の自主的・自立的な行政運営が可能となるよう、適切な措置を講ずること。

5 道州制の検討

道州制は、国と地方の双方のあり方を根本から見直す大改革であり、国民生活に大きな影響を及ぼすと考えられることから、道州制の必要性、メリット・デメリット等を明確にして積極的な情報発信を行い、広く国民的な議論を喚起すること。

【地方税財源の充実確保について】

[1] 趣 旨

平成30年度の地方財政計画においては、極めて厳しい地方財政の現状の中で、地方交付税総額が、東日本大震災関係分を別枠で整理した上で、前年度に比べて0.3兆円減の16.0兆円となったものの、地方一般財源総額は、子ども・子育て支援等の社会保障関係費や「まち・ひと・しごと創生事業費」等の歳出を適切に計上すること等により、0.04兆円増の62.1兆円が確保された。

一方、臨時財政対策債については、国において可能な手段を最大限活用して発行抑制を図り、前年度に比べて0.1兆円減となったものの、今後も既往の臨時財政対策債の元利償還分が累積していくことが見込まれる中、地方財政制度の構造的な問題の解消に向けた抜本的な対策が講じられていない。また、地方の歳出の大半は、法令等により義務付けられた経費や、補助事業であり、これまで高齢化等の進展等に伴う社会保障関係費の増嵩分等については、国に先行した地方の懸命な歳出削減努力により吸収してきたのが実情である。

さらに、近年、地方全体として基金残高が増加していることをもって地方財政に余裕があるかのような議論や、地方自治体ごとに異なる状況を踏まえ、地方の財源を圧縮すべきとするような議論があるが全く不相当である。また、国・地方を合わせた基礎的財政収支の黒字化につなげるため、地方財政についても国の取組と基調を合わせて歳出改革等に取り組むこととされており、今後地方歳出の抑制圧力が高まることが懸念される。

加えて、社会保障と税の一体改革については、消費税・地方消費税率10%への引上げに伴う増収分の使途を見直して、社会保障を全世代型のものとする事等「新しい経済政策パッケージ」が平成29年12月に閣議決定され、国民の関心も高まっている。平成31年10月に確実に消費税・地方消費税率を10%に引き上げることができるよう、国と地方が連携・協力して経済状況を好転させていくとともに、地方が必要な住民サービスを十分かつ安定的に提供できるよう、「新しい経済政策パッケージ」を実施する際には、地方財政に係るものについては、地方と十分に協議を行い、今後とも社会保障施策に対する確実な地方財政措置を求めていく必要がある。

こうした状況の下で、地方公共団体においては、自らもさらなる歳出削減に努めながら、国と連携・協力し、地域の実情に即した産業振興、地域の活性化、雇用の確保、医療・介護・子育て支援の充実、教育振興等の地方創生、人口減少対策に全力を挙げて取り組んでいかなければならない。

については、地方創生に資する取組を地方が主体的かつ強力に推進するための国と地方を通じた税財政制度の確立に向けて、次の事項について提案する。

[2] 内 容

1 地方財政の充実強化

(1) 地方創生・人口減少対策をはじめ、地域経済活性化・雇用対策や防災・減災対策など、地方の実情に沿ったきめ細かな施策を実施するためには、その基盤となる地方税財政の安定を図ることが必要である。地方の創生なくして日本の創成はないということを踏まえ、アベノミクスの効果を地域の隅々まで行きわたらせるためにも、地方単独事業を含めた社会保障関係費の増をはじめとする、地方の財政需要を地方財政計画に的確に反映し、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確保・充実すること。

特に、地方交付税については、地域間の財政力格差を是正するとともに、どの地域に住む住民にも一定の行政サービスを提供するために必要不可欠なものであり、引き続き、財政調整機能と財源保障機能の両機能が適切に発揮できるよう、その総額を確保すること。

また、トップランナー方式については、影響額の活用の在り方や地方財政計画上の取扱いを今後明確化するとされているが、歳出効率化を先行実施している団体のインセンティブ効果を削減しないよう、地方の行財政改革により生み出された財源は必ず地方に還元するとと

もに、地理的要因や人口規模等によりスケールメリットが働かない地域の実情に配慮した措置を行うこと。

(2) 国においては、地方の財政調整基金などの残高の増加を取り上げて、地方団体の基金残高の増加要因を分析し、国・地方を通じた財政資金の効率的な配分に向けて、地方財政計画への反映につなげていくべきとの議論があるが、地方における近年の財政調整基金の増加は、国を大きく上回る行財政改革や歳出抑制の努力を行う中で、災害や税収の変動、社会保障関係費の増嵩や地方で特に進行している人口減少に備えた財政運営の年度間調整の取組の現れである。また、地方は国と異なり、金融・経済政策・税制等の広範な権限がなく、赤字地方債の発行も限定されていることから、不測の事態により生ずる財源不足については、基金の取崩し等により収支均衡を図るほかないことを十分踏まえるべきである。地方の基金残高の増加をもって地方財政に余裕があるかのような議論は妥当ではなく、断じて容認できないものであり、地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確実に確保すること。

(3) 臨時財政対策債により財源不足を埋める措置が常態化する中、平成30年度は財源不足の縮小等により発行額が減少したものの、本来は地方交付税の法定率の引上げにより正すことが地方交付税法に規定されている。今後も既往の臨時財政対策債の元利償還分が累積していくことが見込まれ、構造的な問題の解決には至っていないことから、法定率の引上げによる地方交付税の増額を行い、地方の借金増大につながる臨時財政対策債による措置を解消すること。

加えて、国が後年度に地方交付税により財源措置するとした臨時財政対策債や補正予算債等の元利償還金の約束分については、他の基準財政需要額が圧縮されることのないよう、確実に別枠で積み上げること。

(4) 地方が、その地域の実情に応じた地方創生の取組を継続的かつ主体的に進めていくため、平成30年度地方財政計画にも計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充すること。なお、これに係る地方交付税の算定に当たっては、条件不利地域等では地方創生の目的達成に長期的な取組が必要であることを的確に反映すること。

また、今後も、地方創生・人口減少克服に向けた地域の課題解決には、産官学金労言の連携など、総合戦略を踏まえた総合的な取組を継続的に実施する必要があることから、平成30年度当初予算において1,000億円が措置された地方創生推進交付金については、こうした施策を確実に展開できるよう今後も十分な額を確保すること。その運用に当たっては、地域の実情を踏まえた課題解決に向けた取組を地方が自主的に実施できるよう、国の審査要件や使途の制約等の緩和を行うほか、手続を簡素化した上で、地方団体ごとの申請事業数や対象経費の制約などを大胆に排除し、地方への人の流れの形成や、働き方改革の推進に有効な個人への給付事業を対象とすること。さらに、施設整備事業についても、ソフト施策と一体となって産業振興や地域活性化等に十分な効果が見込まれる場合には要件を大幅に緩和するなど、より自由度の高い内容となるよう、一層の制度拡充を図ること。

加えて、地方創生推進交付金に係る地方財政負担については、引き続き、「まち・ひと・しごと創生事業費」とは別に、地方財政措置を講じること。

(5) 近年の地方財政計画における歳出は、歳出特別枠を含めてもピーク時に比べて減少してきている。その中で、人口減少や少子化への対応、また高齢化に伴う社会保障関係費の自然増や地域経済活性化・雇用対策に係る歳出は、地方の給与関係費や投資的経費の削減、歳出特別枠により実質的に確保してきたと言える。

特に、景気回復局面においても都市部に比べ税収の伸びが期待できない地方部において、責任をもって地域経済活性化等の取組を実施できるようにするため、都道府県分の地方交付税の算定に当たっては、これまで歳出特別枠（地域経済・雇用対策費）が担ってきた、財政力の弱い地方における地域経済活性化の取組を下支えする機能を引き続き確保すること。

- (6) 地方自治体における行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、一般職の非常勤職員の任用等に関する制度を明確化し、一般職の非常勤職員である「会計年度任用職員」に関する規定が設けられ、平成32年4月1日に施行されることとなったが、国においては制度の適正かつ円滑な導入に向け、地方自治体において必要となる規定の整備などに関し、さらに支援するとともに、期末手当の支給など制度改正に伴う適正な勤務条件の確保に必要となる地方自治体の財政需要の増加について、地方財政計画の歳出に確実に計上すること。
- (7) 近年の企業形態の変化（子会社化、アウトソーシング）や、ICT化の進展により、地方法人課税の税源が大都市部に集中する傾向にあり、さらには最近の景気回復や消費税率引き上げに伴う地方法人特別税・譲与税の廃止に伴い、この傾向が一層進むことが考えられる。このため、平成31年度税制改正において地方法人課税における偏在是正の新たな措置を確実に講じ、地方分権改革を進め、地方団体が将来にわたり安定的に公共サービスを提供するための基盤となる偏在性の小さな地方税体系を構築すること。なお、地方法人課税のあり方の見直しに当たっては、法人が地方団体の行政サービスの提供を受けていること、地方法人課税が地方団体にとって企業誘致等による税源涵養のインセンティブになっている面もあることなどを踏まえ、今後の地方法人課税のあるべき全体像を見据えて検討すること。併せて、外形標準課税の適用対象法人のあり方等について検討を行う際には、地域経済や雇用への影響を踏まえて、中小法人への適用については慎重に検討すること。また、法人住民税法人税割の交付税原資化については、偏在是正により生じる財源に見合う歳出を確実に地方財政計画に計上するとともに、地方の経済や財政の状況等にも留意して、実効性のある偏在是正措置となるようにすること。
- (8) 法人事業税の分割基準については、前回の見直し（平成17年度）から10年以上経過しており、より実態にあったものに見直すこと。特に、工場のオートメーション化の進展、フランチャイズ制の拡大等を踏まえ、社会経済情勢の変化に応じた企業の事業活動と行政サービスとの受益関係を的確に反映させ、税源の帰属の適正化を図るという観点から、見直しを行うこと。
- (9) 車体課税の見直しについては、平成29年度与党税制改正大綱において、平成31年度税制改正までに、安定的な財源を確保し、地方財政に影響を与えないよう配慮しつつ、自動車の保有に係る税負担の軽減に関し総合的な検討を行い、必要な措置を講じることとされたが、今後とも、車体課税の見直しに当たっては、地方財政に影響を及ぼすことのないようにすること。
- (10) ゴルフ場利用税については、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、地滑り対策等の災害防止対策、消防・救急など、所在都道府県及び市町村が行う特有の行政需要に対応しており、その税収の3割はゴルフ場所在の都道府県の貴重な財源となっているとともに、その7割は所在市町村に交付金として交付され、財源に乏しい中山間地域をはじめとする市町村の貴重な財源となっていること等を踏まえ、引き続き現行制度を堅持すること。
- (11) 税制の抜本的な見直しを行う際には、財政力の格差に配慮し、恒常的で十分な規模の財政調整の仕組みを盛り込むこと。

2 社会保障と税の一体改革

- (1) 消費税・地方消費税の10%への引上げが平成31年10月に再延期される中、増嵩する地方の社会保障関係費の財源を確実に確保するため、国の責任において必要な財源措置を行うこと。また、消費税・地方消費税引上げに伴う増収分の用途を見直して、社会保障を全

世代型のものとする事等の「新しい経済政策パッケージ」が平成29年12月に閣議決定されたが、現在の「社会保障と税の一体改革」のスキームは国と地方が十分に協議して決定したものであることを踏まえ、その制度設計や財源等の検討に当たっては、地方の意見を適切に反映し、地方の財政運営に支障が生じることのないようにすること。

なお、教育・保育の無償化に係る財源については、地方自治体に実質的な負担を新たに生じさせることなく、国の責任において着実に推進すること。

(2) 社会保障制度の総合的かつ集中的な改革については、医療保険制度の財政基盤の安定化、地域の実情に応じた医療・介護サービスの提供体制の構築、少子化対策の充実等を図り、国民が将来を託し得る持続可能な社会保障制度を確立すること。

(3) 国民健康保険の運営の都道府県単位化については、国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議（国保基盤強化協議会）における合意に基づく必要な財源を確保すること。また、都道府県において安定的に国民健康保険の財政運営ができるよう十分に検証し、必要に応じて措置を講じること。

さらに、将来に向けた国民健康保険制度の構築に当たっては、国庫負担金の負担率を引き上げるなど国が責任を持って今後の医療費の増嵩に耐えうる財政基盤の確立を図り、持続可能な制度の確立と国民の保険料負担の平準化に向けて、地方と協議しながら様々な財政支援の方策を講じること。なお、子どもや障害者の医療費助成などの地方単独事業に係る国民健康保険の国庫負担金等の減額措置については、全面的に廃止すること。

(4) 消費税・地方消費税の10%への引上げまでに、総合的に検討することとされている医療に係る消費税等の税制のあり方については、消費税・地方消費税の引上げに伴い医療機関における非課税取引の仕入れに係る消費税負担が増加する実情を十分に踏まえて検討を行うとともに、国及び地方の社会保障財源への影響も考慮した上で、抜本的解決を図ること。併せて、取引上不利な地位にある中小事業者において消費税・地方消費税の円滑かつ適正な転嫁に支障が生じることのないよう、引き続き、転嫁対策を確実に実施すること。

(5) 地方消費税は、地域間の税収の偏在の少ない税であるものの、各団体の地方消費税収と社会保障給付の水準は一致しないことから、消費税・地方消費税の10%への引上げの際には8%引上げ時と同様に、引上げ分の地方消費税収について基準財政収入額へ全額算入するとともに、引上げ分の税収を充てることとされている社会保障制度の機能強化等に係る地方負担についても、その全額を基準財政需要額に算入すること。

I 国内外の多様な交流と連携により発展する中国圏

3 高速道路ネットワーク等の整備促進について

(関係府省) 国土交通省、総務省、財務省、内閣官房、内閣府

[1] 趣 旨

国土の骨格を形成する高速道路は、「地方の自立的発展」の実現はもとより、大規模災害時や、有事の際の国民保護活動等において必要不可欠な社会資本であり、ネットワーク化されて初めて最大限の効果を発揮するものである。

熊本地震や鳥取県中部地震及び広島・山口豪雨災害等を通じて、高速道路ネットワークの『命の道』としての重要性が改めて認識されたところであるが、中国地方の高速道路ネットワークには依然として山陰道をはじめとするミッシングリンクが存在しており、大規模災害時における住民の安全・安心な生活を脅かしているだけでなく、物流の寸断によって中国地方のみに留まらず、日本全体の社会経済活動に深刻な影響を及ぼすおそれがある。

また、ここ数年の間に開通した高速道路の沿線においては、企業進出の活性化や観光客数の増加など、地域経済への波及効果が現れていることから、地域の観光振興、企業進出による安定した雇用の確保、効率的な人流・物流による生産性向上に不可欠な道路ネットワークの構築が必要である。

については、今後も大規模災害が想定される我が国においては、災害に強い国土基盤を構築するため、国家戦略として、国の責任において、高速道路ネットワークの整備を早期にかつ優先的に行うべきである。併せて、人口減少を克服するための地方の産業振興、企業の地方分散を図る上でも、国において、高速道路ネットワークの整備を推進することにより、地域格差の是正や地方創生の取組を支えるべきである。

また、地域の活性化に資する高速道路の利用促進に向け、スマートインターチェンジの整備や高速道路料金の改善を図るべきである。

さらに、高速道路ネットワークと一体となって地域や物流拠点間の連携を強化する地域高規格道路をはじめ、地方が真に必要な道路整備を主体的かつ計画的に実現できるよう、道路整備に係る予算の充実及び安定的な確保を図るべきである。

[2] 内 容

1 高速道路ネットワークの早期整備

中国地方の高速道路ネットワークには、依然として山陰道をはじめとするミッシングリンクが存在していることから、「中国地方の自立的発展」の実現はもとより、災害に強い国土構造を構築し、また、日本海側と瀬戸内海側の連携を強化するとともに、地方創生の取組を支え地域振興に寄与するため、事業中区間の一層の整備促進と未事業化区間の早期事業化を図ること。

さらに、暫定2車線区間においては正面衝突事故により尊い人命が失われており、加えて近年全国で発生している豪雪においては、立ち往生車両による大規模な渋滞及び除雪作業等による長時間の通行止めが発生し、地域経済に甚大な影響を及ぼしている。高速道路本来の安全性・定時性を確保するため、早期に4車線化を行うとともに、当面の対策として付加車線整備やワイヤロープによる上下線の分離等の有効な対策の促進を図ること。

なお、暫定2車線区間における付加車線設置の検証路線として選定された中国横断自動車道（岡山米子線）については、付加車線の早期整備を図り効果検証を行うとともに、早期全線4車線化へ向けた検討を進めること。

2 高速道路の利用促進

鉄道や航空路線などの高速交通網の整備の遅れている地域にとっては、既存の高速道路の活用は都市とのネットワーク化に与える影響も大きいと、国際競争力の強化や地域活性化の観点から、円滑な物流の確保や交流人口の拡大による産業・観光の振興を図るため、スマートインターチェンジの整備や割引制度の拡充など、高速道路の利用を促進する施策を講ずること。

なお、利用促進施策の実施に当たっては、今後の高速道路整備や維持更新に支障を及ぼすことのないよう必要な財源を確保すること。

また、フェリー等の公共交通機関に影響を及ぼすおそれがある場合は、十分な対策を講ずること。

3 地域高規格道路等の整備促進

高速道路ネットワークと一体となって地域の交流・連携の強化、広域的な交通拠点である空港・港湾等へのアクセス向上に資するとともに、大規模災害時には緊急輸送道路や迂回路としての役割も果たす地域高規格道路や主要な国道・地方道の整備を促進すること。

4 重要物流道路の機能強化及び重点支援

平成30年3月の道路法改正により、平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、物流上重要な道路輸送網を担う高規格道路、地域高規格道路、直轄国道、空港港湾アクセス道等を「重要物流道路」として指定し、物流生産性向上を図ることとされている。

「重要物流道路」の指定・整備にあたっては地域の意見を反映するとともに、補助事業等については重点的に予算配分すること。

5 安全・安心で災害に強い道路の整備促進

道路が、緊急輸送道路や迂回路として、大規模災害時に本来の機能を十分に発揮するため、橋梁やトンネルの耐震化や長寿命化対策などを一層促進すること。

また、道路利用者の安全確保のため、落石防止等の安全対策を一層促進すること。

6 道路整備のための予算確保

国、地方がそれぞれの役割に応じて災害に強い国土づくりのための道路整備を計画的に進められるよう、必要な道路整備予算の総額を確保すること。

とりわけ、社会資本整備総合交付金については、地方が主体的かつ計画的に道路整備を実施できるよう、国費の配分基準を明確にし、地方の実情に即した配分とするとともに、交付金の県・市町村配分については、地方が主体的に行えるよう配慮すること。

なお、東日本大震災からの復興に必要な予算については、中国地方をはじめ全国各地の道路整備を計画的に推進するためにも、引き続き通常予算とは別枠で確保すること。

[3] 事業概要

【高規格幹線道路網の整備】

名称	事業主体	事業期間	区間	総延長 (km)	車線数
中国横断自動車道 (岡山米子線)	国土交通省 西日本高速 道路株式会社	昭和 48 年度 ～	岡山市 ～ 境港市	約 128	4 車線 暫定 2 車線

中国横断自動車道 (姫路鳥取線)	国土交通省 西日本高速 道路株式会社	平成3年度 ～	兵庫県姫路市 ～ 鳥取市	約 86	4車線 暫定2車線
中国横断自動車道 (広島浜田線)	国土交通省 西日本高速 道路株式会社	昭和48年度 ～	広島市 ～ 浜田市	約 71	4車線 暫定2車線
山陽自動車道	国土交通省 西日本高速 道路株式会社	昭和47年度 ～	大阪府吹田市 ～ 下関市	約 489	4車線、6車線 暫定2車線、 暫定4車線
中国横断自動車道 (尾道松江線)	国土交通省 西日本高速 道路株式会社	平成3年度 ～	尾道市 ～ 松江市	約 137	4車線 暫定2車線
山陰自動車道	国土交通省 西日本高速 道路株式会社	平成8年度 ～	鳥取市 ～ 下関市	約 380	4車線 暫定2車線
東広島・呉自動車道	国土交通省	平成5年度 ～	東広島市 ～ 呉市	約 32.8	4車線 暫定2車線

【地域高規格道路】

- | | |
|----------------------------------|----------------------------------|
| (1) 山陰近畿自動車道 (鳥取市～京都府宮津市) | (13) 東広島高田道路 (東広島市～安芸高田市美土里町) |
| (2) 北条湯原道路 (真庭市～鳥取県北栄町) | (14) 東広島廿日市道路 (東広島市～廿日市市) |
| (3) 江府三次道路 (鳥取県江府町～三次市) | (15) 広島呉道路 (広島市～呉市) |
| (4) 境港出雲道路 (出雲市～松江市) | (16) 広島高速道路 (広島市) |
| (5) 美作岡山道路 (岡山市～岡山県勝央町) | (17) 草津沼田道路 (広島市) |
| (6) 岡山環状道路 (岡山市) | (18) 広島西道路 (広島市～廿日市市) |
| (7) 空港津山道路 (岡山市～津山市) | (19) 小郡萩道路 (美祢市～萩市) |
| (8) 倉敷福山道路 (倉敷市～福山市) | (20) 鳥取環状道路 (鳥取市) |
| (9) 広島中央フライトロード
(東広島市～広島県世羅町) | (21) 石見空港道路 (益田市) |
| (10) 岩国大竹道路 (大竹市～岩国市) | (22) 山口宇部小野田連絡道路
(山口市～山陽小野田市) |
| (11) 福山環状道路 (福山市) | (23) 下関西道路 (下関市) |
| (12) 福山本郷道路 (尾道市～三原市) | (24) 下関北九州道路 (下関市～北九州市) |

【一般国道2号】

倉敷立体、玉島・笠岡道路(Ⅱ期)、笠岡バイパス、福山道路、赤坂バイパス、木原道路、三原バイパス、西条バイパス、安芸バイパス、東広島バイパス、広島南道路、西広島バイパス、岩国・大竹道路、周南立体、富海拡幅

【一般国道 9 号】

鳥取西道路、北条道路、出雲バイパス、出雲・湖陵道路、湖陵・多伎道路、多伎・朝山道路、朝山・大田道路、大田・静間道路、静間・仁摩道路、福光・浅利道路、三隅・益田道路、益田道路

【一般国道 191 号】

木与防災

【一般国道 491 号】

長門・俵山道路、俵山・豊田道路

【中国横断連絡道路】

一般国道	29 号 (兵庫県姫路市～鳥取市)	313 号 (福山市～鳥取県北栄町)
	53 号 (岡山市～鳥取市)	315 号 (周南市～萩)
	54 号 (広島市～松江市)	314 号 (福山市～雲南市)
	179 号 (兵庫県姫路市～鳥取県湯梨浜町)	373 号 (兵庫県赤穂市～鳥取市)
	180 号 (岡山市～松江市)	375 号 (呉市～大田市)
	181 号 (津山市～米子市)	432 号 (竹原市～松江市)
	182 号 (新見市～福山市)	488 号 (益田市～廿日市市)
	183 号 (広島市～米子市)	489 号 (周南市～山口市)
	184 号 (出雲市～尾道市)	490 号 (宇部市～萩市)
	186 号 (江津市～大竹市)	491 号 (下関市～長門市)
	187 号 (岩国市～益田市)	434 号 (周南市～三次市)
	191 号 (下関市～広島市)	435 号 (山口市～下関市)
	261 号 (広島市～江津市)	

4 地域情報化の推進について

(関係府省) 内閣官房、総務省

[1] 趣 旨

活力に満ちた地域づくりを進めるため、情報通信技術を住民生活や生産活動に関わる様々な分野で活用し、生活の利便性の向上や地域・産業の活性化を図ることが重要な課題となっている。

国においては、「世界最先端 I T 国家創造宣言」に基づき、革新的な新産業・新サービスの創出と全産業の成長を促進する社会の実現や健康で安心して快適に生活できる、世界一安全で災害に強い社会、公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられる社会の実現などに積極的に取り組んでいるところであるが、その前提として、地理的情報通信格差の是正を図るとともに、安全性の高い情報通信基盤の整備など地域情報化の推進に対して、国による一層の支援が必要である。

については、次の内容について提案する。

[2] 内 容

1 社会保障・税番号制度への対応

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が導入されたが、本制度に関し、情報漏洩や不正利用に係る国民の不安を払拭するため、制度の安全性や信頼性を、国民に丁寧かつ十分に説明すること。

特に、昨年11月から情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携及びマイナポータルの本格運用が開始されたが、一部の事務手続は試行運用とされている上、本年7月から新たに情報連携が開始された事務手続の一部にも試行運用の対象となるものが含まれていることから、市町村等の窓口業務において混乱が生じることのないよう、制度の内容等についての周知に万全を期すること。

2 地域情報通信基盤整備に対する支援の拡充

中山間・過疎地域などにおける情報通信格差の是正を図るため、地方公共団体におけるインフラ整備に対する支援措置を継続するとともに、伝送路及びネットワーク機器の更新等についても、負担軽減のための新たな支援措置を講じること。

また、条件不利地域における民間通信事業者の設備投資を促進するための投資促進税制等の支援制度を拡充するほか、地域の安全・安心のより一層の確保を図るため、安全性強化など災害に強い情報通信基盤・地域公共ネットワークの構築（既存施設の改修を含む。）に係る支援策を講じること。

3 携帯電話不感地域の解消策の充実

携帯電話不感地域解消の促進、事業者の一層の負担軽減を図るため、市町村が実施する地方単独事業については、市町村負担全額に対して過疎債等の起債充当を認めることも含め、地域の実情に応じて実施できるようにすること。

また、携帯電話等エリア整備事業の鉄塔整備については、補助対象範囲の拡大などにより初期費用の負担軽減を図るとともに、事業者のランニング経費についても支援措置を講じること。

4 電子自治体の推進

行政手続の電子化による行政サービスの向上と効率化を進めるため、法制度や制度運用上の問題点を改善するための取組の充実を図ること。

5 ICTの利活用の推進

教育・医療分野の情報化など地域においてICTを活用した先進的な取組が広く展開されるよう、モデル事業などの充実を図ること。

また、国等が保有するデータ（公共データ）の活用に向けた具体的方向性を実現するための施策を検討するとともに、地方公共団体が保有する公共データのオープンデータ化を支援すること。

6 電気通信事業における地域格差を生じさせない対策の実施

住民の日常生活に不可欠なものとなっている電気通信サービスについて、地域格差が生じないよう、適切、公平かつ安定的な提供を確保するための適切な措置を講じること。

5 隣接圏域との交流に向けた基盤整備について

(関係府省) 国土交通省

[1] 趣 旨

産業競争力や誘引力の強化、広域的課題への効率的かつ効果的な対応など、中国圏の活力・魅力の向上を図るためには、四国圏域をはじめ、近畿・九州等隣接圏域と、産業や観光、文化、災害対応、環境保全など多様な分野での広域的な交流・連携を推進する必要がある。

そのためには、基盤となる、基幹的な交通インフラの整備・強化が重要であることから、次のプロジェクト等の事業推進について、必要な措置を講じること。

[2] 事業概要

1 道 路

- ・山陰自動車道全線の早期整備
- ・山陰近畿自動車道全線の早期整備
- ・中国横断自動車道（岡山米子線）の全線4車線化の早期実現及び付加車線の早期整備、効果検証
- ・中国横断自動車道（姫路鳥取線）の建設促進及び付加車線の建設促進
- ・中国横断自動車道（尾道松江線）付加車線の建設促進
- ・安芸灘諸島連絡架橋の事業推進
- ・広島・松山ルート構想（その一部である広島湾架橋構想）の推進
- ・下関北九州道路の早期整備

2 鉄 道

- ・山陰新幹線の早期実現
- ・中四国横断新幹線の早期実現
- ・山陰本線、呉線、芸備線等主要鉄道路線の複線化、電化等の輸送力増強

3 港 湾

- ・国際拠点港湾 水島港、広島港、徳山下松港、下関港の整備促進
- ・重要港湾 境港、鳥取港、浜田港、西郷港、尾道糸崎港、福山港、呉港、岩国港、三田尻中関港、宇部港、岡山港、宇野港の整備促進
- ・国際バルク戦略港湾 水島港、福山港、徳山下松港・宇部港の整備促進
- ・特定地域振興重要港湾 河下港の整備促進
- ・水島港玉島ハーバーアイランドの整備
- ・地方港湾 厳島港（宮島口地区）の整備促進

4 空 港

- ・広島空港、鳥取砂丘コナン空港、米子鬼太郎空港、出雲縁結び空港、山口宇部空港、岡山桃太郎空港、岩国錦帯橋空港（岩国飛行場）の整備促進

6 都市圏機能の充実について

(関係府省) 国土交通省、厚生労働省、経済産業省、総務省

[1] 趣 旨

社会経済活動の広域化やグローバル化の進展に伴い、今後、地域間競争が一層激化することが予想される。こうした状況を受けて、中国ブロック全体が今後とも発展していくためには、都市圏機能の充実を支える交通・物流基盤などの整備を推進するとともに、その機能を十分に発揮させる必要がある。

については、中国地方における都市圏機能の充実が図られるよう、次の事業促進について、必要な措置を講じること。

[2] 内 容

1 ひろしま西風新都の都市づくり

広島都市圏は、中国・四国地方の中核として、より一層の飛躍発展が望まれている。

現在、広島都市圏の中核機能の充実を目指して、「住み、働き、学び、憩い、護る」という都市機能を備えた2030年時点の計画人口6万7千人の新たな都市拠点として「西風新都」の都市づくりを、県・市一体となって推進しているところである。

については、「西風新都」の都市づくりが円滑に進むよう、道路等の都市基盤施設の整備の推進について必要な措置を講じること。

(事業概要)

①計画対象区域	広島市安佐南区沼田地区及び佐伯区石内地区
②面 積	約 4,570ha
③計 画 人 口	6万7千人(2030年(平成42年))
④目 標 人 口	8万人(21世紀中頃)
⑤都市基盤施設	道路、河川等

2 広島空港周辺地域の整備

広島空港周辺地域は、広島県全体の発展のための戦略的拠点として、また、中国ブロックの中核都市である広島市の都市機能を拡充・補完する地域として、産業、研究開発、国際交流、レクリエーション・リゾート機能等の集積促進に向け、開発・整備を進めているところである。

については、この周辺地域の開発・整備が円滑に進むよう、次の事業の促進について必要な措置を講じること。

(事業概要)

【産業・科学技術の強化】

- ①産業支援・研究施設の機能充実・強化

【交通基盤の整備】

- ②中国横断自動車道尾道松江線付加車線の建設促進
- ③地域高規格道路の整備促進(東広島廿日市道路、東広島高田道路)
- ④一般国道の整備促進(国道2号、国道185号、国道375号、国道432号)

【土地区画整理、下水道、河川等の整備による魅力あるまちづくりの推進】

- ⑤土地区画整理事業の推進（東本通地区、新開地区外）
- ⑥下水道事業の推進（竹原市、三原市、東広島市、世羅町の3市1町）
- ⑦治水事業の推進
河川改修事業（沼田川、入野川外）

3 広島市東部地区連続立体交差事業の推進

広島都市圏東部のJR向洋駅及びJR海田市駅周辺は、山陽本線・呉線によって市街地が分断され、交通が渋滞するなど都市機能が著しく阻害されており、この地域において、都市交通の円滑化を図り、市街地の一体化と健全な街づくりを推進するために、連続立体交差事業に取り組んでいるところである。

当事業の事業実施に当たっては、膨大な事業費を要する状況などから、現在、実現可能な見直し案の検討を進めている。事業実施に当たっては、巨額な地方負担が生じることから、安定的に事業を推進できるよう、十分な予算措置を講じること。

（事業概要）

- ①事業主体 広島県、広島市
- ②事業個所 広島市安芸区・南区、安芸郡府中町及び安芸郡海田町
- ③事業内容 高架化延長（見直し検討中）
山陽本線 L＝約4.6km（安芸郡府中町～安芸郡海田町）
呉線 L＝約1.7km（広島市安芸区～海田市駅）

総事業費 (百万円) (事業期間)	30年度までの 事業費累計 (百万円)	30年度事業費 (百万円)	31年度事業費 (百万円)	31年度事業 計画の概要
96,000 (H13～H34年度、 (見直し検討中))	11,811	214	未定	鉄道設計など

4 岡山県南部都市圏における物流機能の向上・総合的な渋滞対策

山陰地方や四国地方での高速道路網の整備や水島港の国際物流ターミナルの整備に伴い、中四国地方のクロスポイントである岡山県南部都市圏は、その拠点性がますます高まっている。

しかしながら、物流拠点へのアクセス道路であり、中国地方屈指の交通量を有する国道2号岡山バイパスは、慢性的な渋滞が発生しており、物流の定時性や安全性が確保されておらず、生産性の低下に著しい影響を及ぼしている。

このため、渋滞を解消することにより、物流の円滑化を図り、定時性や安全性を確保することで、岡山県のみならず、中四国地方全体の生産性の向上が期待される。

については、次の事業を早期に事業化すること。

（事業概要）

国道2号岡山バイパス（岡山市～倉敷市間）及びそれに関連する岡山外環状線（国道180号岡山西バイパス）の総合的な渋滞対策

7 北東アジアゲートウェイ構想実現に向けた広域連携の推進について

(関係府省) 国土交通省、法務省、外務省、財務省、厚生労働省、農林水産省

[1] 趣 旨

韓国、中国、香港、ロシアなど、北東アジア諸国との交流を進める上で、地理的優位性がある中国地方においては、「日本海側拠点港」に選定された下関港や境港、浜田港など日本海沿岸を中心とした地域を西日本と北東アジア諸国との交流の玄関口（ゲートウェイ）と位置付け、国際物流、観光客誘致を戦略的に推進する「北東アジアゲートウェイ構想」の実現に向けて取組を進めている。

この構想を実現させるためには、日本海側拠点港をはじめ、玄関口となる港湾・空港や広域的なアクセス道路の整備を行い、拠点形成を図るとともに、これらを活用するための航路の整備、物流システムの充実及び広域的な観光交流の促進等を図ることが必要である。

については、北東アジアゲートウェイ構想の実現に必要な次の関係プロジェクトの事業推進について、必要な措置を講じること。

[2] 事業概要

1 道 路

- ・山陰自動車道全線の早期整備
- ・山陰近畿自動車道全線の早期整備
- ・下関北九州道路の早期整備

2 鉄 道

- ・山陰新幹線、中四国横断新幹線の早期実現

3 港 湾

- ・国際拠点港湾（日本海側拠点港） 下関港の整備促進
- ・日本海側拠点港 境港（竹内南貨客船ターミナルの整備）、浜田港の整備促進
- ・重要港湾 鳥取港、西郷港の整備促進
- ・特定地域振興重要港湾 河下港の整備促進
- ・下関港新港地区（長州出島）の整備促進

4 空 港

- ・鳥取砂丘コナン空港、米子鬼太郎空港、出雲縁結び空港、山口宇部空港の整備促進、C I Q体制の充実

5 航 路

- C I Q体制の充実、物流環境の整備など、国際フェリー航路の円滑な運航体制等の確保
- ・境港－東海（韓国）－ウラジオストク（ロシア）航路
- ・境港－釜山（韓国）
- ・境港－上海（中国）
- ・浜田港－ウラジオストク（ロシア）航路
- ・浜田港－釜山（韓国）
- ・下関港－釜山（韓国）
- ・下関港－蘇州太倉（中国）

8 地方空港の整備推進等について

(関係府省) 国土交通省、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、防衛省

[1] 趣 旨

近年、我が国の産業活動の活性化や国際化の進展、観光需要の増大は目覚ましいものがあり、こうした中で航空ネットワークの整備及び空港機能の整備・充実、地域の発展にとって極めて重要である。特に国際化が進展する中で、国際交流を円滑に進めていくためには、地域においても海外と直結した交流活動を進めていくことが大切であり、国際空港のみならず、地方空港が海外との窓口として国際化に果たす役割は、ますます重要なものとなってきている。

については、地方空港の国際化や利用者のニーズ、今後の利用客の増大に即した空港機能の拡充、さらには航空機の安全運航など空港機能の確保を図るため、必要な措置を講じること。

また、地方航空路線は、地域の発展と自立に極めて重要な役割を担っていることから、そうした路線が維持・拡充されるよう格段の配慮を行うこと。

[2] 事業概要

名 称	事 業 内 容
鳥取砂丘コナン空港	・ C I Q体制の充実・強化
米子鬼太郎空港 (美保飛行場)	・ 空港機能の強化 (エプロン・駐車場) ・ 空港施設の充実 (搭乗橋・P B B新設、入国審査エリア拡充等) ・ C I Q体制の充実・強化
出雲縁結び空港	・ 空港機能を保持するための空港施設改良 (エプロン・誘導路) ・ C I Q体制の充実・強化
萩・石見空港	・ 高速交通空白地域解消のため航空路線の確保の支援
隠岐世界ジオパーク 空港	・ 離島航空路線の維持、存続のための民間事業者等への支援
山口宇部空港	・ 空港機能の強化 (滑走路端安全区域) ・ C I Q体制の充実・強化
岡山桃太郎空港	・ 空港施設の充実 (施設の老朽化・機能強化) ・ C I Q体制の充実・強化
広島空港	・ 広島空港の経営改革の推進 ・ 空港機能を保持するための施設更新 (滑走路・誘導路等) ・ 空港機能の強化 (滑走路端安全区域・エプロン)

9 竹島の領土権の早期確立等について

(関係府省) 内閣官房、内閣府、外務省、文部科学省

[1] 趣 旨

竹島は歴史的にも国際法的にも、島根県隠岐郡隠岐の島町に属する我が国固有の領土である。しかし、韓国はこれまで半世紀以上にわたって同島を不法に占拠し、排他的経済水域や漁業権などの我が国の主権が行使できない状況にしている上、最近では、竹島周辺海域での総合海洋科学基地建設計画など、竹島の実力支配の強化を図ろうとしている。

そうした中、平成24年8月には、韓国大統領が竹島へ上陸し、さらには、竹島周辺での防衛訓練、国会議員団の上陸など相次いで強行された。

また、日韓両国政府間で排他的経済水域の境界画定交渉が継続されているが、竹島の取扱いを巡り両国の主張は平行線をたどっている。

領土問題は国家、国民にとって基本的な問題であり、国と国との外交交渉で平和的に解決されるべき事柄であるにもかかわらず、このような韓国側の度重なる動きは、我が国の国民感情を逆なでするものであり、極めて遺憾である。

また、外交交渉を進める背景として、竹島問題に関する国民の理解を深めるとともに、その解決に向けた意識の高揚を図ることが何より大切である。

特に、全国の小学生、中学生あるいは高校生が竹島問題について理解を深めることは国民世論の喚起のために極めて重要である。

については、次の内容について提案する。

[2] 内 容

衆参両議院本会議で採択された「李明博韓国大統領の竹島上陸と天皇陛下に関する発言に抗議する決議(平成24年8月)」及び「竹島の領土権の早期確立に関する請願(平成18年6月)」を踏まえ、次の事項について早期に具体化を図ること。

1 竹島の領土権の早期確立

竹島における施設建設などの最近の韓国の動きに対して、嚴重なる抗議を重ねるとともに、国際社会へ日本の立場を訴えること。また、国際司法裁判所への単独提訴を含め、領土権の早期確立に向けた外交交渉の新たな展開を図ること。

2 広報啓発・研究体制の強化

内閣官房 領土・主権対策企画調整室を中心に、国民世論の啓発や国際社会への情報発信などを積極的に展開すること。また、竹島に関する研究機関を設置するなど研究体制を強化し、調査や資料の収集・保存などを積極的に展開すること。さらに、竹島問題や国境離島に関する啓発施設を地元隠岐の島町に設置するとともに、政府主催による「竹島の日」式典の開催や「竹島の日」の閣議決定を行うこと。

3 学校教育における指導の推進

平成29年3月及び平成30年3月に示された小学校・中学校・高等学校の新「学習指導要領」で初めて竹島に関する記述が取り上げられたことは大きな前進であるが、全国の子どもが竹島問題を正しく理解することは極めて重要であることから、児童生徒用教材や教師用指導資料の作成・配布等により、学校教育において、竹島問題を積極的に取り扱われるよう、取組を強めること。

Ⅱ 産業集積や地域資源を活かし

持続的に成長する中国圏

10 訪日外国人旅行者の誘致促進について

(関係府省) 国土交通省、観光庁、法務省

[1] 趣 旨

中国地方は、中国、朝鮮半島に近接した地理的優位性を背景に、古くから東アジアとの文化・経済に関する深い関わりを有し、東アジア各国との国際航空路線やフェリー航路が就航している。また、日本海や瀬戸内海をはじめ、豊かな自然環境や景観に恵まれ、伝統芸能や食文化、世界文化遺産など全国に誇れる地域資源を多く有している。

一方で、中国地方への訪日外国人旅行者の全国の宿泊者数に占める割合は2パーセント程度にとどまっており、国外における認知度は低い状況にある。

そのような中、東京2020オリンピック・パラリンピックを千載一遇の好機として、観光立国を一層強力に推進するため、「観光ビジョン実現プログラム2018」が決定されたところである。

オリンピック・パラリンピックの開催による効果を東京のみならず、全国へ波及させ、また、2020年の訪日外国人旅行者数4000万人達成に向け、中国地方の多様な地域資源、特色を活かした新たな広域観光を創出・発信し、中国地方が一体となって国内外の観光客の誘致促進に取り組むため、次の事項について、強く要請する。

[2] 内 容

1 「観光ビジョン実現プログラム2018」の着実な推進

- (1) 訪日外国人旅行者の地方部への来訪及び広域的な周遊観光を促進するために、各DMOが取り組む事業を支援する「広域周遊観光促進のための新たな観光地域支援事業」について、平成32年度以降も継続すること。また、地方が連携して広域的に実施する「ビジット・ジャパン地方連携事業」について、予算額の拡充を行うこと。
- (2) 訪日外国人旅行者に質の高いおもてなしを提供できるように、公共交通機関や観光施設等における無料Wi-Fiの整備、観光施設等における多言語対応やトイレの洋式化、観光案内所の機能・連携強化、ムスリム旅行者への対応、免税店の拡大など、受入環境整備に対する支援を行うこと。

2 「日本版DMO」に対する支援

世界基準のDMOの形成と育成を図るため、海外のDMO先進地等の調査・研究をさらに進めるとともに、「日本版DMO」が、将来にわたり安定的かつ継続的な運営を行っていくことができるよう、現行制度に加え、地域再生エリアマネジメント負担金制度等を参考にしながら観光地経営の権限と財源を確保できる制度を創設すること。

3 国際観光旅客税の地方への配分

国際観光旅客税について、法の趣旨に鑑み、「日本版DMO」を含む地方の観光振興施策の財源に充当できるよう、その仕組みの検討を早期に進め、税収の一定割合を地方に配分すること。

4 観光立国に向けた空港・港湾における訪日外国人旅行者の入国手続改善等

- (1) 観光立国確立に向け、空港においては国が掲げる20分以内の入国審査時間を実現し、港湾においては大型クルーズ客船寄港時の入国審査時間を短縮するため、訪日外国人旅行者の

- スムーズな入国審査に必要な人員の確保や、審査用業務端末の拡充等を行うこと。
- (2) 今後のさらなる訪日外国人旅行者の増加を図るため、訪日短期滞在ビザ免除対象国の拡充、訪日個人旅行の促進、国際会議等MICEの誘致、送客元の多様化など、積極的な対策を実施すること。

5 サイクリングを活用した観光振興に対する支援

中国地方及び四国地方が連携して魅力的なサイクリングエリアの実現に向けた取組を進めており、国内外からの観光旅客の来訪の促進や地域の活性化に資する取組を推進するため、サイクリストを受け入れる環境整備やサイクリングコースの情報発信に対して支援すること。

6 多様なニーズに対応した宿泊サービスの提供に対する支援

古民家活用による宿泊サービス等、地域資源を活用し旅行者の多様なニーズに対応する地方の取組について積極的に支援すること。

11 港湾整備事業の推進について

(関係府省) 国土交通省、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省

[1] 趣 旨

港湾は、地域の振興、地域経済の活性化を図り、国土の均衡ある発展を図る上で重要な社会資本であり、近年の船舶の大型化に的確に対応し、モーダルシフトの進展やコンテナ輸送の増大などの輸送革新に対しても積極的に対処するなど、物流の効率化を進めるため、積極的な施設整備や制度の充実を図り、中国地方における国際物流拠点としての国際競争力を高めていくことが必要である。

また、美しい自然環境と歴史的風致を有する日本海や瀬戸内海の多様な資源を生かして、住民が海に親しみを覚え、うるおい豊かな生活環境を実現するウォーターフロントの創出を図っていくことや、クルーズ振興による地域活性化を図るため、港湾の受入環境等の整備や、アクセスの充実強化を推進することも重要である。

さらに、資源等の国際バルク貨物の大型船舶による一括大量輸送を可能とし、安価かつ安定的な輸送を実現するため、「国際バルク戦略港湾」に選定された水島港、福山港、徳山下松港・宇部港の必要な施設整備及び諸規制の緩和等について、地方の意見や実情に十分配慮して制度を設計し、推進するとともに、「特定貨物輸入拠点港湾」にすべての選定港を指定し、支援措置の拡充を図る必要がある。

また、日本海側港湾の国際競争力を強化し、日本海地域の経済発展に貢献するため、日本海側海上輸送網のミッシングリンクの解消と「日本海側拠点港」に選定された下関港、境港、浜田港の港湾機能の充実・強化を図る必要がある。

については、次の港湾施設の整備・充実について必要な財源確保を行うとともに、C I Q体制の強化について必要な措置を講じること。

また、港湾運営会社制度を有効に活用し、コンテナ輸送の円滑化やターミナルコストの削減を図るため、港湾運営会社が整備する荷さばき施設等について、平成31年度以降も固定資産税等の軽減措置を受けることができるよう、現行の地方税法施行規則等の制度改正を行うこと。

[2] 事業概要

港湾名	事業主体	位置	事業内容
鳥取港	国土交通省 鳥取県	鳥取市	防波堤（第1）
浜田港	国土交通省	浜田市	防波堤 450m、臨港道路 1,500m
尾道糸崎港	国土交通省 広島県	三原市 尾道市 福山市	岸壁(-12m)(-10m)各1バース、(-7.5m)3バース、 廃棄物埋立護岸 1,930m、ふ頭用地 11.5ha、緑地等 17.5ha、 橋梁 400m
岩国港	国土交通省 山口県	岩国市	臨港道路、岸壁(-10m)改良、岸壁(-7.5m)改良
三田尻中関港	国土交通省 山口県	防府市	泊地(-7.5m)、臨港道路、防波堤、廃棄物埋立護岸、 岸壁(-7.5m)改良5バース、橋梁改良
宇部港	国土交通省 山口県	宇部市	泊地(-12m)、航路(-13m)、泊地(-13m)、航路・泊地(-13m)、 岸壁(-13m)改良、岸壁(-5.5m)、泊地(-5.5m)、廃棄物埋立護岸

事業名	総事業費 (百万円) (事業期間)	30年度までの 事業費累計 (百万円)	30年度 事業費 (百万円)	31年度 以降残 事業費 (百万円)	31年度 事業内容
鳥取港	21,351	19,104	100	2,247	防波堤
浜田港	22,600 (平成10年度～)	20,158	1,120	2,442	防波堤(新北)、臨港道路
尾道糸崎港	66,143 (平成6年度～)	48,026	167	18,525	航路、泊地
岩国港	20,034	10,907	1,020	9,127	臨港道路、岸壁(-7.5m)改良
三田尻中関港	17,191	15,598	310	1,594	岸壁(-7.5m)改良2バース、橋梁改良
宇部港	64,132	59,550	1,300	4,581	泊地(-5.5m)、航路(-13m)、岸壁(-5.5m)、廃棄物埋立護岸

【水島港（岡山県）】

港湾名	事業主体	位置	事業内容
水島港	国土交通省 岡山県	倉敷市	新高梁川橋梁、岸壁(-12m)、航路(-12m)、泊地(-12m)、航路・泊地(-12m)、航路(-14m)、泊地(-14m)、岸壁(-14m)改良、航路・泊地(-14m)、廃棄物埋立護岸、用地造成、荷役機械、航路(-6m)、航路(-7.5m)、岸壁(-5.5m)

事業名	総事業費 (百万円) (事業期間)	30年度までの 事業費累計 (百万円)	30年度 事業費 (百万円)	31年度 以降残 事業費 (百万円)	31年度 事業内容
水島港	114,564 (平成20年度～)	98,801	6,977	15,763	直轄 [岸壁(-12m)、航路(-12m)、泊地(-12m)、航路・泊地(-12m)、航路(-14m)、泊地(-14m)、岸壁(-14m)改良、航路・泊地(-14m)]、補助 [岸壁(-5.5m)] 起債(用地造成、荷役機械)

さかい

【境港（鳥取県・島根県）】

港湾名	事業主体	位置	事業内容
さかい 境港	国土交通省	境港市	[竹内南] 岸壁(-10m)、泊地浚渫 [外港] 防波堤

事業名	総事業費 (百万円) (事業期間)	30年度までの事 業費累計 (百万円)	30年度 事業費 (百万円)	31年度 以降残 事業費 (百万円)	31年度 事業内容
さかい 境港	64,414	47,611	1,650	16,803	防波堤 岸壁 (-10m) 泊地 (-10m)

【広島港・福山港（広島県）】

港湾名	事業主体	位置	事業内容
広島港	国土交通省 広島県	広島市	道路、緑地、人工干潟、廃棄物埋立護岸、用地造成 岸壁、航路・泊地浚渫
福山港	国土交通省 広島県	福山市	緑地、岸壁、用地造成、航路・泊地浚渫、防波堤、浮棧橋

事業名		総事業費 (百万円) (事業期間)	30年度までの 事業費累計 (百万円)	30年度 事業費 (百万円)	31年度 以降残 事業費 (百万円)	31年度 事業内容
広島港	宇品・出島地区	271,100 (平成2年度～)	206,491	450	64,159	岸壁、航路・泊地 用地造成
	五日市地区	129,000 (昭和58年度～)	120,999	1,042	8,152	臨港道路
福山港（福山市）		63,733 (平成4年度～)	40,445	575	23,288	岸壁、航路・泊地

【徳山下松港・下関港（山口県）】

港湾名	事業主体	位置	事業内容
徳山下松港	国土交通省 山口県	下松市 光市 周南市	[光] 岸壁(-7.5m)改良 [下松] 棧橋 (-19m)、臨港道路 [徳山] 泊地(-14m)、航路(-14m)、航路・泊地(-14m)、岸壁 (-10m) 改良、 臨港道路、岸壁 (-14m) [新南陽] 泊地(-12m)、航路(-12m)、航路・泊地(-12m)、岸壁(-12m)、 岸壁 (-14m)、泊地 (-14m)、廃棄物埋立護岸
下関港	国土交通省 下関市	下関市	[新港] 岸壁(-12m)、防波堤(南)、護岸(防波)、橋梁、道路、泊地(-12m)、 廃棄物埋立護岸、緑地 [西山] 岸壁(-12m) [長府] 岸壁(-11m)、泊地(-11m)、航路(-11m)、道路、橋梁 [東港] 棧橋・ボードウォークの改修 [本港・岬之町地区] 岸壁改修 [巖流島] 泊地(-3m) [福浦] 橋梁

事業名	総事業費 (百万円) (事業期間)	30年度までの 事業費累計 (百万円)	30年度 事業費 (百万円)	31年度 以降残 事業費 (百万円)	31年度 事業内容
徳山下松港	91,589	68,667	4,040	22,922	航路(-14m)、航路・泊地(-14m)、 航路・泊地(-12m)、 岸壁(-7.5m)改良、岸壁(-12m)、 岸壁(-14m)、臨港道路、 栈橋(-19m)
下関港	53,765	43,906	631	9,859	〔新港〕 緑地、岸壁(-12m)、 泊地(-12m) 〔西山〕 岸壁(-12m) 〔長府〕 橋梁、航路(-11m)、 物揚場、防波堤改良、 道路改良 〔本港・岬之町〕 岸壁(-5.5m、-9m、 -10m、-13m) 〔巖流島〕 泊地(-3m) 〔東港〕 栈橋改修

12 国営土地改良事業の推進について

(関係府省) 農林水産省

[1] 趣 旨

優良農業地域への用水の安定的供給と排水施設の完備、及び計画的な生産基盤の整備に併せた担い手への農地集積の推進は、農家経営の合理化と食料の安定供給の確保を図る上で、極めて重要である。

については、次の国営土地改良事業について、事業期間内の完了に必要な財源措置及び早期着工を行うこと。

[2] 事業概要

(継続地区)

地区名 (位置)	事業箇所	事業主体	総事業費 (百万円) (事業期間)	31年度 事業費	31年度事業 計画の概要
吉井川地区	岡山県 岡山市 赤磐市 備前市 瀬戸内市 和気町	農林水産省	9,500 (平成25～32年度)	未定	※国営かんがい排水 事業 用水路・揚水機場整 備等
小阪部川地区	岡山県 岡山市 倉敷市 総社市 早島町	農林水産省	4,500 (平成26～35年度)	未定	※国営施設機能保全 事業 管理施設・取水施設 整備等
益田地区	島根県 益田市	農林水産省	1,800 (平成27～32年度)	未定	※国営施設応急対策 事業 幹線パイプライン改 修
揖屋地区	島根県 松江市	農林水産省	960 (平成30～34年度)	未定	※国営施設応急対 策事業 幹線排水路実施設 計、改修工事
南周防地区	山口県 光市 柳井市 田布施町	農林水産省	14,600 (平成23～32年度)	未定	※国営緊急農地再編 整備事業 区画整理・暗渠排 水・ため池整備
宍道湖西岸地区	島根県 出雲市	農林水産省	26,000 (平成30～41年度)	未定	※国営緊急農地再 編整備事業 実施設計等

(新規地区)

地区名 (位置)	事業箇所	事業主体	総事業費 (百万円) (事業期間)	31年度 事業費	31年度事業 計画の概要
児島湾沿岸地区	岡山県 岡山市 玉野市 倉敷市	農林水産省	26,000 (平成31~42年度)	未定	※国営総合農地防災 事業 実施設計等
寺間地区	岡山県 笠岡市	農林水産省	2,700 (平成31~36年度)	未定	※国営施設応急対策 事業 実施設計等

13 日本海における漁業秩序の確立について

(関係府省) 外務省、農林水産省、国土交通省

[1] 趣 旨

新日韓漁業協定の締結により、日本海における我が国排他的経済水域では我が国の許可を受けて韓国漁船が操業するようになったが、韓国のはえ縄漁船に加え、近年、まき網漁船及びいかつり漁船等による重要漁場の占拠、操業妨害など漁業秩序を無視した操業が繰り返されるとともに、違反操業も後を絶たず、我が国漁船は操業不能、漁具被害により、水揚げの大幅な減少など甚大な損害を被っている。

一方、日韓暫定水域においては、韓国漁船の事実上の占拠状態が続き、我が国漁船は漁場から撤退せざるを得ない状態が続いており、我が国漁船の水揚げが大幅に減少するとともに、資源の悪化を招いている。

については、次の内容について提案する。

[2] 内 容

1 操業秩序の確立

日本海における我が国排他的経済水域において、韓国のはえ縄漁船、まき網漁船及びいかつり漁船の重要漁場の占拠、我が国漁船への操業妨害等により、我が国漁業者が不利益を被っていることから、許可隻数の削減、操業規制の強化など必要な対策を講じるとともにバイかご、アナゴ筒、ズワイガニかご漁業の無許可操業を根絶すること。

2 暫定水域の資源管理等の推進

竹島の領土権の確立により排他的経済水域の境界線が画定し、暫定水域が撤廃されるまでの間、両国政府の責任のもとで、日韓暫定水域の資源管理、操業ルールを確立し、日本海の包括的な資源管理と安全操業の確立を図ること。

3 取締の拡充強化

我が国の領海、排他的経済水域における海上保安庁、水産庁の取締監視体制の拡充強化を図ること。

4 韓国・中国等外国漁船操業対策事業の充実

韓国・中国漁船等の違反操業や投棄漁具が継続して確認されていることから、韓国・中国等外国漁船操業対策事業を安定的に実施するための基金の一層の充実を図ること。

5 国直轄の漁場整備の推進

排他的経済水域の生産力を強化し、漁業経営の安定を図るため、まき網漁業の依存度が高いマアジ等を対象とする国直轄の漁場整備を推進すること。

14 次世代エネルギーへの取組の推進について

(関係府省) 経済産業省

[1] 趣 旨

東日本大震災後、我が国のエネルギー政策が大きな転換点を迎え、エネルギー源としての石油や天然ガスなどの重要性が益々高まっているが、将来的に化石燃料の枯渇化や地球温暖化の進行等、エネルギー問題の深刻化が懸念される中で、水素エネルギーは、燃料電池自動車や家庭用の定置型燃料電池等のエネルギー源として大きな期待が寄せられている。

国においては、「未来投資戦略2017」に燃料電池の技術開発・低コスト化や、水素供給インフラの導入支援、燃料電池自動車・水素インフラに係る規制の見直しを明記するとともに、2020年までに、燃料電池自動車の普及台数目標を4万台、水素ステーション整備目標を160箇所程度と明示したところである。

中国地方においては、瀬戸内沿岸のコンビナートの水素製造能力は全国の約四分の一を占め、高い供給ポテンシャルを有しており、新たなエネルギーの供給拠点としての事業展開が期待されており、2013年6月には、中・四国、九州地方で初となる液化水素製造工場が周南コンビナート内で操業を開始するとともに、2015年8月には周南市に液化水素ステーションが設置され、2017年1月には鳥取市内に全国初となる、再生可能エネルギーを活用した水素ステーションと住宅、燃料電池自動車を一体整備した、水素エネルギー実証と環境教育の拠点を設置している。

こうした国の動きや瀬戸内沿岸のコンビナートが持つ高い優位性を活かし、水素供給システムや燃料電池の部素材等の研究開発を促進し、水素関連産業の育成を図るとともに、水素社会の実現に向けて水素を活用した地域づくりを進めていく必要がある。

また、こうした中、近年、我が国の周辺海域でメタンハイドレート等の海洋エネルギー資源の開発が注目されている。一次エネルギーのほとんどを海外に依存している我が国において、安全保障の観点からも国産エネルギー資源として大変重要である。

しかしながら、メタンハイドレートの開発は太平洋側を中心に進められている。また、石油や天然ガス等の受入施設等はその大半が太平洋側に集中しており、今後、想定される首都直下型などの巨大地震等により被災した場合は、産業や国民生活に計り知れない影響を及ぼすことが懸念される。

国においては、平成25年度から3箇年にわたり表層型メタンハイドレートの資源量把握調査を実施され、その結果、日本海側にメタンハイドレートの分布が見込まれる場所が1,742箇所と、数多く確認された。また、平成28年度には一部海域における資源量の試算が行われるとともに、資源回収技術の提案公募が行われ、本格調査・研究開発等に着手された。現在進められている6件の回収技術開発に関わる調査研究には実用化に向け大きな期待が寄せられているところであるが、本格的な日本海側の開発に向けての動きは、未だ端緒にすぎたばかりである。我が国のエネルギーの安定供給及び産業や経済の活性化などを図るため、その開発を一層加速化させる必要がある。

[2] 内 容

- 1 「水素ステーション」の設置及び運営に対する支援の継続実施
- 2 先導的な研究開発や新事業展開に対する支援
- 3 燃料電池自動車、バス、フォークリフトなどの導入加速支援
- 4 水素の供給や利用を促進するため、水素サプライチェーンの構築に対する支援策の構築

5 日本海沖におけるメタンハイドレートの開発に向けた本格的な資源調査及び資源回収技術の開発の促進

- (1) 日本海沖におけるメタンハイドレート等の開発に向けた資源回収技術の本格調査・研究開発や詳細な資源量把握に向けた調査を推進するため、来年度予算においても調査費等を拡充すること。
また、調査に当たっては、メタンハイドレートの実用化に直結する工学研究や地方における調査研究体制の整備についても、適切かつ効果的に促進すること。
- (2) 日本海沖でのメタンハイドレートの商業化に向けたロードマップを策定するとともに、資源量全体の推計について早急に明示し、公募による資源回収技術の研究成果を活用して早期の実証実験を目指すなど、開発を促進すること。
また、資源回収技術の開発に当たっては、日本海側における中小企業等の技術の活用や人材を育成する面から、地元技術・国産技術を徹底的に活用し、地方創生に資するよう努めること。
- (3) 大災害の発生時等におけるリダンダンシーの確保や、日本海国土軸の形成の視点も踏まえ、日本海における海洋エネルギー資源の開発に伴って必要となるエネルギー供給基地や広域ガスパイプラインの整備を推進すること。
- (4) 資源の開発が行われる地元には、その供給によって生まれる利益が還流する仕組みづくりを検討すること。

Ⅲ 豊かな暮らしで人を惹きつける

中山間地域や島しょ部を創造する中国圏

15 離島・中山間地域の総合対策の充実強化について

(関係府省) 内閣官房、内閣府、総務省、法務省、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

[1] 趣 旨

中山間地域は、農地、森林等の資源を多く有し、食料・水・エネルギーの供給、二酸化炭素の吸収、土砂災害の防止、水源のかん養、美しい景観の保全などを通じて、都市住民の生活や産業活動を支えるとともに、健全な国土の形成に寄与している。

また、豊かな自然・歴史・文化・伝統と温もりのある人間関係が残る貴重な地域であり、訪れる都市の人々に潤いと癒しをもたらしている。

しかしながら、若年者をはじめとする人口の流出、農林水産業の衰退、集落機能の低下、医師不足、生活交通問題、情報通信格差、学校教育環境の維持などの新たな課題が顕在化し、消滅の危機に瀕する集落も多数生じているなど、中山間地域は、住民生活の維持さえ困難な極めて厳しい状況となっている。

人口減少・超高齢社会に突入した我が国が、真に豊かな国家としてあり続けるためには、都市部と中山間地域が相互に補完・共生する関係を構築し、各地域が自らの特性を生かしつつ、健全にバランスよく発展していくことが重要である。

このため、中山間地域の存在意義や実情を踏まえ、国において、中山間地域の活性化のための総合的な施策を推進することが必要である。

また、離島地域は、本土に比べ道路整備・汚水処理施設整備などの生活基盤整備がいまだに遅れており、海上輸送のコスト高が、観光振興・産業振興・定住施策等の離島振興を妨げる大きな要因の一つともなっている。

これまで離島振興法によって生活条件の改善、産業基盤の整備など様々な地域振興施策に取り組み、一定の成果を挙げてきたところであり、平成24年6月の法改正による離島振興施策の基本理念及び国の責務の明確化などを踏まえ、引き続き国において離島地域の振興を推進することが必要である。

さらに、平成29年4月に施行された「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」に定める有人国境離島地域については、我が国の領海、排他的経済水域等の保全という重要な役割を担っていることから、国の責務において必要な施策を策定、実施することが必要である。

については、次の内容について提案する。

[2] 内 容

1 総合的な窓口の設置等

中山間地域の概念を統一し、省庁間の調整を行う総合的な窓口を設けるとともに、中山間地域の維持・活性化に向けた基本方針を定めること。

2 国庫補助事業の弾力的運用

中山間地域の市町村は財政力が弱いことから、特性に応じた事業が実施できるよう、所要の財源を確保するとともに、地域差による採択要件の設定、補助対象の制限緩和など、国庫補助事業の弾力的な運用を図ること。

3 離島地域に対する支援施策等の充実・強化

離島振興法において、離島が我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を果たして

いることや、離島振興に必要な施策を国の責務において実施することなどが明確化されたことを踏まえ、同法に基づく施策を円滑に実施できるよう、支援制度の充実を図るとともに、離島地域の生活条件の改善、産業基盤の整備等のための十分な予算の確保を図ること。

特に、離島活性化交付金については、事業種別に応じた交付率の嵩上げや、対象事業の拡大、弾力的な運用など、制度を拡充強化するとともに、事業期間の延長を図ること。

また、有人国境離島地域については、「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」に基づき、我が国の領海、排他的経済水域等の保全等に関する活動の拠点としての機能を維持するため、国の機関を設置するなどの施策を講じるとともに、特定有人国境離島地域の地域社会の維持を図るために必要な施策を円滑に実施できるよう、対象事業の拡大と弾力的な運用など制度の拡充強化、十分な予算の確保と地方財政措置を講じること。

4 都市住民の交流や移住の促進

都市住民の中山間地域との交流や移住を促進するため、中山間地域の地方公共団体が進める交流・移住施策に要する財源を措置すること。

また、企業による中山間地域における社会貢献や交流活動を推進するよう、経済団体の理解の下、全国組織「移住・交流推進機構」等の活動を通じ、国民的な運動として進めること。

5 地域資源を活用した産業振興施策の充実強化

中山間地域での定住に不可欠な安定的な所得を確保できる雇用の場づくりのため、農林水産業と他産業との融合・複合化による新たな産業興しや地域資源を活用した産業振興に向けた生産体制整備、商品開発及び販路開拓などへの支援策を一層充実・強化すること。

6 企業立地の促進等による雇用の場の確保・創出

中山間地域において魅力ある雇用の場を確保・創出するため、中山間地域に立地する企業に対して、土地、建物、構築物、機械設備等の投下固定資本への助成や低利融資等を行う制度を創設するなど、中山間地域における企業立地の促進のための抜本的な産業政策を講じること。

7 野生鳥獣被害防止対策の充実

中山間地域においては、野生鳥獣による農林水産業、生活環境等への被害が依然として続いており、地域住民は被害防止のための対策に疲弊している。

野生鳥獣による被害の根本的解決を図るため、関係省庁の密接な連携のもと、科学的・計画的な保護管理技術等を早期に確立するとともに、必要な予算確保と実効性ある被害防止対策を講じること。

特に、鳥獣被害から農地を保全し、中山間地域での農業経営や定住の意欲を維持するための「鳥獣被害防止総合対策交付金」については、十分な予算を今後も安定的に確保するとともに、ソフト対策については従来どおり定額助成とすること。

また、「中山間地域所得向上支援事業」（鳥獣被害防止施設整備等支援）については、地方での活用が進むよう要件を緩和すること。

さらに、「指定管理鳥獣捕獲等事業」については、必要な経費について確実な財源措置を講じること。

8 農林地の所有権の在り方の再構築

集落規模が縮小していく中、所有者が不在の農地や森林及び宅地・家屋が増えるとともに、境界の確認も困難になりつつある。こうした実態を把握し、今後の所有権と利用・保全の在り方について、検討を進めること。

また、平成30年度税制改正大綱において閣議決定された森林環境譲与税（仮称）や、森林

経営管理法に基づく新たな森林経営管理制度について、運用を担う地方公共団体の意見を聴き、その意見や実情を十分に踏まえること。さらに、来年度の実施に向けた準備期間が限られていることから、制度の円滑な運用に向けて、事業の実施体制や方法など詳細な制度内容を早期に情報提供するとともに、十分な説明と助言を行うこと。

9 高校における教育環境の整備

中山間地域の高校における教育環境整備のため、教員の定数加配措置を行うとともに、ICT支援員の配置を含めた遠隔教育のための環境整備に必要な財政措置を講じること。

10 環境学習や体験プログラムの推進

中山間地域が持つ公益的機能についての国民的合意形成のため、環境学習や体験プログラムの実施を積極的に推進すること。

11 地域コミュニティ組織による生活サービス事業の実施等の促進

生活店舗の閉鎖や生活路線バスの減便などが続く中山間地域においては、地域コミュニティ組織などの自治組織が生活サービス事業を実施する事例が増えつつあるが、その多くは財政基盤が脆弱な任意団体であることから、事業の実施や拡充が促進されるよう、適切な法制度の整備及び税財政・金融上の優遇措置について、早期に検討を進めること。

12 「小さな拠点」の形成

「まち・ひと・しごと総合戦略」にも掲げられた、いわゆる「小さな拠点」の形成については、今後の離島・中山間地域対策の一つの方策となるものであり、地域や市町村の意向をしっかりと踏まえ進めていくこと。

また、条件不利地域において、生活機能を確保していくための仕組みの構築や地域資源を活用した産業の振興については、相当の時間と労力がかかることから、中長期的に十分な予算額の措置を行うこと。

16 中国山地における旧緑資源幹線林道の整備推進について

(関係府省) 農林水産省

[1] 趣 旨

旧緑資源幹線林道は、過疎地域、産業の停滞ひいては地域社会の崩壊が危惧される中国山地の振興を図ることを目的とし、林業を中心とした総合的な地域開発を推進するため地域路網の骨格として整備するものであり、事業主体であった独立行政法人緑資源機構が昭和48年度から実施していたが、40余年経過した現在、なお完了には至っていない。

そうした中で、緑資源機構の談合問題を受けて、独立行政法人が行う事業としては廃止され、平成20年度より地方公共団体を事業主体とした「山のみち地域づくり交付金事業」に、平成23年度より「地域自主戦略交付金」に移行され、さらに平成24年度補正からは「農山漁村地域整備交付金」において実施されることとなったが、当該交付金については、大幅な内示減が生じており、計画的な事業実施が困難となっている。

については、旧緑資源幹線林道の整備に当たっては、国の責務として整備が必要な区間の完成を図るために必要な措置を講じること。

[2] 事業概要

路線名	延長 (km)	うち29年度末までの整備済延長(km)	総事業費 (億円)	区 間
若桜・江府線	66.6	49.5	397	鳥取県若桜町～鳥取県日野町
金城弥栄線	25.2	11.9	176	島根県浜田市金城町～島根県浜田市弥栄町
三隅線	8.8	4.6	53	島根県浜田市三隅町
匹見美都線	4.0	0	16	島根県益田市匹見町～島根県益田市美都町
比和・新庄線	49.6	44.7	204	広島県庄原市～広島県北広島町
大朝・鹿野線	51.5	42.8	233	広島県北広島町～山口県周南市
鹿野・豊田線	41.2	36.5	141	山口県周南市～山口県下関市

17 流域下水道整備事業の推進について

(関係府省) 国土交通省、総務省

[1] 趣 旨

地方の豊かな水環境を保全し、住民の快適な生活環境を実現するためには、下水道の整備を進めることが必要である。特に、中国地方においては、瀬戸内海をはじめ、児島湖、東郷池、中海及び宍道湖等の汚濁物質が蓄積し易い閉鎖性水域を含む流域において水質の保全を図ることは、重要な課題となっている。

また、国の財政制度等審議会において、下水道事業に対する国の財政支援は、未普及対策と雨水対策に重点化していくべきと提言されている。

ついで、次の下水道事業の整備促進を図るための財源確保を行うとともに、引き続き、老朽化対策への国庫補助制度による適切な財政支援を行うこと。

[2] 事業概要

【天神川流域下水道事業】

事業名	事業主体	事業内容			
		全体計画 面積 (ha)	全体計画 人口 (万人)	29年度整備状況	
				面積 (ha)	人口 (万人)
天神川流域下水道事業	鳥取県	2,724	5.5	1,887	5.7

事業名	総事業費 (百万円) (事業期間)	30年度までの 事業費累計 (百万円)	30年度 事業費 (百万円)	31年度 事業費 (百万円)	31年度 事業内容
天神川流域下水道事業	44,300 (昭和48~平成35年度)	44,084	258	未定	処理場・ 管路改築
流域関連 公共下水道事業	97,771 (昭和52~平成29年度)	70,535	116	未定	管路整備・ 改築

【^{しんじ}宍道湖流域下水道事業】

事業名	事業主体	事業内容			
		全体計画 面積 (ha)	全体計画 人口 (万人)	29年度整備状況	
				面積 (ha)	人口 (万人)
^{しんじ} 宍道湖流域下水道事業	島根県	10,429	27.4	8,009.7	26.2

事業名	総事業費 (百万円) (事業期間)	30年度までの 事業費累計 (百万円)	30年度 事業費 (百万円)	31年度 事業費 (百万円)	31年度 事業内容
しんじ 宍道湖流域下水道事業	138,715 (昭和48年度~)	117,540	631	未定	処理場長寿命化
流域関連 公共下水道事業	314,000 (昭和48年度~)	252,326	1,397	未定	松江市外2市 処理場長寿命化 管渠改築

【児島湖流域下水道事業】

事業名	事業主体	事業内容			
		全体計画 面積 (ha)	全体計画 人口 (万人)	29年度整備状況	
				面積 (ha)	人口 (万人)
児島湖流域下水道事業	岡山県	14,707	58.8	9,192	53.0

事業名	総事業費 (百万円) (事業期間)	30年度までの 事業費累計 (百万円)	30年度 事業費 (百万円)	31年度 事業費 (百万円)	31年度 事業内容
児島湖流域下水道事業	137,000 (昭和53年度~)	118,309	1,534	未定	処理場の更新 工事等

【太田川・芦田川・沼田川流域下水道事業】

事業名	事業主体	事業内容			
		全体計画 面積 (ha)	全体計画 人口 (万人)	29年度整備状況	
				面積 (ha)	人口 (万人)
太田川流域下水道事業	広島県	5,254	28.8	4,314	31.2
芦田川流域下水道事業	広島県	11,726	35.7	6,999	32.6
沼田川流域下水道事業	広島県	3,261	7.2	1,424	4.7

事業名	総事業費 (百万円) (事業期間)	30年度までの 事業費累計 (百万円)	30年度 事業費 (百万円)	31年度 事業費 (百万円)	31年度 事業内容
太田川流域下水道事業	141,223 (昭和53年度~)	118,553	1,324	未定	処理場の更新 工事
芦田川流域下水道事業	110,375 (昭和49年度~)	110,056	484	未定	処理場の増設 及び更新工事
沼田川流域下水道事業	48,500 (平成3年度~)	34,870	589	未定	処理場の増設 及び更新工事

【周南・田布施川流域下水道事業】

事業名	事業主体	事業内容			
		全体計画 面積 (ha)	全体計画 人口 (万人)	29年度整備状況	
				面積 (ha)	人口 (万人)
周南流域下水道事業	山口県	2,923	6.7	1,974	6.8
田布施川流域下水道事業	山口県	1,587	2.0	551	1.5

事業名	総事業費 (百万円) (事業期間)	30年度までの 事業費累計 (百万円)	30年度 事業費 (百万円)	31年度 事業費 (百万円)	31年度 事業内容
周南流域下水道事業	41,456 (昭和52年度~)	37,619	250	未定	処理場の更新 工事
田布施川流域下水道事業	13,179 (平成3年度~)	12,139	114	未定	処理場の更新 工事

18 宍道湖・中海における水質保全対策の推進について

(関係府省) 国土交通省、環境省

[1] 趣 旨

宍道湖・中海は、優れた景観と豊富な水産資源に恵まれた国民的財産であるが、その水質は環境基準を達成していない。このため、鳥取、島根両県では、湖沼水質保全特別措置法（湖沼法）に基づく湖沼水質保全計画を策定するなど水質浄化施策を推進している。

また、平成22年4月には、鳥取・島根両県と沿岸の4市、国の関係機関が共同で中海会議を設置し、未来に向かって、より良い中海圏域を築くため活動しているが、この会議において引き続き水質改善を図っていくこととしている。

このような状況下、施策、技術の両面における国の強力な支援が不可欠であり、次の事項について、必要な措置を講じるよう要望する。

[2] 内 容

1 湖沼法指定湖沼における水質保全対策を積極的に推進すること

- (1) さらなる水質改善を図るため、ヨシ原の適正な管理、浅場の造成、覆砂、海藻回収、窪地対策の検討などによる湖底環境の改善など環境改善への積極的な取組
- (2) その他の効果的な湖沼直接浄化対策の調査検討
- (3) 湖沼水質保全計画等に基づき、県や市町、各種民間団体が実施する事業への財政支援拡充、創設
- (4) アオコ、水草等の発生時における、速やかな回収、処理など適切な対策実施

2 湖沼の水質改善を図るための調査研究を推進すること

- (1) 汽水湖沼の汚濁メカニズムについての総合調査の推進
- (2) 赤潮、アオコなどプランクトンの異常発生や水草の繁茂拡大を防止するために必要な調査等の推進
- (3) 非特定汚染源負荷対策を促進するための調査研究の充実強化
- (4) さらなる流入負荷量低減に寄与する下水道等の高度処理技術の開発

19 海洋ごみ対策の推進について

(関係府省) 環境省、国土交通省

[1] 趣 旨

海洋ごみ対策は、国際的な対応を含め、国が責任を持って取り組むべき問題であり、漂流・海底ごみの回収・処理等への支援制度については、平成27年度以降地方負担割合が増嵩していること等から、十分な予算を確保するとともに恒久的な財政支援制度に改善すること。

特に、平成28年度以降、年明けから3月頃までにかけて、山陰地方など日本海側の沿岸部には対岸諸国から大量のポリタンクが漂着し、回収・処理に対応した地方公共団体には過大な負担が生じたため、国は財政支援の充実と、外交ルートを通じた再発防止策を強く要請すること。

また、回収・処理のルールづくりや国管理河川における早期回収・処理、意識啓発等に取り組むこと。

[2] 内 容

1 地域環境保全対策費補助金の所要額確保と地方負担の廃止

(1) 地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）について、平成30年度所要額は全国で31.1億円（平成29年度補正予算27.1億円、平成30年度当初予算4億円）措置されたが、近年その予算の大半が補正予算で措置されることが繰り返されており、確実に事業を実施していくためにも、当初予算で所要額を確保すること。

(2) 当該補助金については、平成27年度から地方負担が生じており、平成28年度以降、さらに補助率が引き下げられているが、海洋ごみ対策は国の責任において取り組むべき問題であることから、地方負担を廃止すること。

2 ポリタンク大量漂着に対する支援

平成28年度以降、年明けから3月頃までにかけて、山陰地方など日本海側の沿岸部には対岸諸国から大量のポリタンクが漂着し、多大な経費と手間を要した上、中には強酸性を示す液体が含まれていたことから、健康被害や優良な漁場への深刻な影響も懸念される。

国は外交ルートを通じ対岸諸国に対し原因究明と再発防止策を強く要請するとともに、地方公共団体が大量の漂着物を処理した場合には、支援制度の上乗せ等の特別措置を講じること。

<ポリタンク漂着数>

(単位：個)

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
全 国	5,547	4,099	14,465	20,221	16,029	—
鳥取県	114	1	130	26	475	534
島根県	63	594	1,719	584	4,051	3,281
山口県	469	516	710	681	1,286	1,170

3 海洋ごみ対策のルールづくり

海面を漂流するごみや、海底に堆積するごみ等の回収・処理のルールを明確化すること。

4 河川における対策

閉鎖性水域である瀬戸内海においては、河川からのごみの流出防止が重要であることから、

国管理河川におけるごみの早期回収・処理を実施すること。

5 海洋ごみ対策への意識啓発等

海洋ごみの及ぼす環境への影響について、地域住民の正しい理解が深まるよう、正確な情報を発信し、発生抑制に向けた意識啓発や環境教育を積極的に行うこと。

IV 新たなステージにも対応する

安全・安心な中国圏

20 大規模災害に強いインフラの整備について

(関係府省) 内閣府、内閣官房、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省

[1] 趣 旨

平成30年7月5日から8日にかけて活発化した梅雨前線の停滞により発生した豪雨では、中国地方3県をはじめ兵庫県や京都府など広い範囲で特別警報が発令され、西日本を中心に河川の氾濫や土砂災害等により甚大な被害が発生した。

また、平成30年6月18日に発生した大阪北部を震源とする地震は、人的被害や住家被害が多数発生したほか、ライフライン等の都市インフラの損壊を出すなど、甚大な被害をもたらした。さらに、平成30年4月9日の島根県西部を震源とする地震や、平成28年10月21日の鳥取県中部地震において、多数の被害が発生しており、復旧・復興に向け官民が全力を挙げているところである。そのほか、交通インフラの寸断や災害対策拠点となる施設の損壊などが発生した「平成28年熊本地震」、広島・山口両県に甚大な土砂災害をもたらした「平成26年8月豪雨」など、近年、全国各地で大規模な災害が相次いでいる。

その上、豪雪による幹線道路の大規模な滞留や長時間の通行止めのほか、列車の長時間にわたる立ち往生、路線バスや航空便の数日間の運休・欠航なども発生している。

こうした中、中国地方において、近い将来発生が懸念されている南海トラフ地震などの大規模地震やそれによって生じる津波等の大規模な災害などに備え、公共施設等の耐震・津波対策を推進するとともに、緊急輸送ネットワークの確立と強化及び老朽化が進みつつある土木施設等の維持管理・更新を図る必要がある。

とりわけ、中国地方には、依然として高速道路等のミッシングリンクや暫定2車線区間が存在しており、大規模災害時における物流の寸断は、中国地方に留まらず、日本全体の社会経済活動に影響を及ぼすおそれがある。このため、災害時における産業活動の継続性を確保し、経済活動への影響を最小限に食い止めるためにも、早急にこれらを解消していく必要がある。その際、連続性・一体性の観点から、大規模災害に強いインフラの整備を推進することが重要である。

[2] 内 容

1 連続性・一体性ある強いインフラの推進

従来どおりの事業評価手法では、比較的着手し易い箇所での防災・減災事業実施となり、地域間でバラツキが生じてしまうため、産業活動の継続性（代替性、補完性）などの視点を取り入れた新事業評価制度を構築するとともに、新評価制度に基づき、連続性・一体性ある強いインフラ整備を推進すること。

また、新事業評価制度の構築に当たっては、人口・通行量等の定量的な費用対効果のみによって判断して、条件不利地域を切り捨てることのないよう、連続性・一体性の観点で評価項目を設定すること。

2 地震・津波による防災対策の推進

地震・津波による堤防決壊によって引き起こされる災害を防止するため、河川・海岸における堤防強化等の耐震性向上対策や高潮・津波対策を推進すること。

3 緊急輸送ネットワークの確立と強化

大規模災害時の被災者支援や復旧資材の輸送を迅速かつ確実にを行うためには、広域的な人流・物流の代替ルートを確保する必要があり、空港、港湾、漁港、道路、鉄道の交通インフラにおいて多重性・代替性を向上させる緊急輸送ネットワークの整備を推進するとともに、圏域を跨いだ自治体やライフライン事業者等関係者の協力体制の構築に向けた支援を行うこと。

あわせて、各交通インフラにおける適切な耐震施設の配置や緊急輸送道路における橋梁の耐震補強などの耐震対策を推進すること。

また、平成30年3月の道路法改正により創設された「重要物流道路」の指定・整備にあたっては地域の意見を反映するとともに、補助事業等については重点的に予算配分すること。

4 国土強靱化地域計画に基づく強靱化対策の着実な推進

国土強靱化地域計画に基づき、優先的に道路・河川・砂防・海岸・農業農村整備・治山事業等の防災・減災対策や住宅・建築物等の耐震化対策を図る必要があるものに対して集中的に対策が講じられるよう、併せて強靱化を推進していくための人材確保・育成に係る地方の取組が促進されるよう、新たな予算枠を確保すること。

5 総合的な土砂災害対策等の推進

- (1) 近年、全国各地で局地化、激甚化している豪雨や地震による土砂災害が発生していること、また、大分県中津市で人的被害を伴う大規模な土砂災害が発生したことを踏まえ、国民の生命と財産を守り、安全・安心で豊かな国土を形成するためには、土砂災害防止のための砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業や山地災害防止のための治山事業に加え、砂防・治山が連携した流木対策についても強力に推進する必要があることから、これら公共事業予算枠の大幅な増額や補助率の拡充等の財政的支援を行うこと。
- (2) 近年の多発する豪雨によって、甚大な土砂災害、山地災害を被った箇所が多数あり、これらの地域においては、地盤の緩み等により、土砂災害がより少ない降雨で発生することが懸念されている。
ついては、災害復旧事業による原形復旧のみならず早期に再度の災害防止措置を講じる必要があることから、現在整備を進めている砂防・治山事業などによる被災地の復旧が早期に完了し、安全性が向上するよう特段の配慮をすること。
- (3) 土砂災害警戒区域等の指定を推進するため、土砂災害防止法に基づく基礎調査に係る交付金について所要額を確保するとともに、地方の実情に即した配分とするなど、財政的支援を行うこと。
- (4) 土砂・流木の流出による河道埋そくについて、河川の治水対策と流出土砂対策を一体的に検討する専門的知見と、工事実施について高度な技術力を要することから、二次災害防止対策や応急対策を含め、土砂災害専門家による調査などの技術支援を行うこと。

6 建築物の耐震化促進

不特定多数の者や避難弱者が利用する大規模建築物、地震被災時に避難所や応急対策拠点となり得る防災上重要な建築物及び緊急輸送道路・避難路等の沿道建築物については、早急な耐震化が求められているが、所有者や地方公共団体の負担の大きさが課題となっている。

ついては、耐震改修促進法の改正に伴って耐震診断が義務付けられた大規模建築物の補強設計・耐震改修費用及び防災上重要な建築物や緊急輸送道路・避難路等の沿道建築物の耐震診断・補強設計・耐震改修費用に対する国の支援の延長及びさらなる拡充を行うとともに、避難所の吊り天井対策等、震災の教訓に基づく制度の拡充を行うこと。加えて、地

震により倒壊のおそれのある空き家の除却が促進されるよう十分な予算措置をすること。

また、住宅や社会福祉施設等の施設においても、耐震化を促進するための措置を講ずること。

併せて、私立学校における耐震化補助の平成31年度以降への補助年限の延長に加えて補助率の嵩上げや、補助単価の引上げを図り、十分な予算措置を行うこと。

さらに、南海トラフ地震などの大規模災害の発生に備え、災害対策拠点となる施設等の耐震化を着実に推進していくことができるよう、緊急防災・減災事業債について、制度を恒久化の上、対象事業の拡大及び国庫補助事業の地方負担分への充当など、制度の拡充を図ること。

7 社会資本の適正な維持管理の推進

国民の貴重な財産である社会資本を次世代に確実に引き継ぐため、既存施設の維持管理・修繕・更新を適切かつ確実に進めることができるよう、点検等に係る起債制度の拡充、補助及び交付金制度の要件緩和や国費率の嵩上げなど、地方等への財政支援の拡充により社会資本の適正な維持管理を推進・強化する地方の取組を支援するとともに、確実な財源確保を行い、その配分に当たっては、地方の要望を十分反映し地方の実情に即したものとすること。

また、維持管理・修繕・更新に関する技術開発の推進や技術者の育成など、社会インフラの老朽化対策を着実に推進すること。

さらに、道路の落石事故防止等の安全確保対策に積極的な支援を行うこと。

併せて、下水道については、国の財政制度等審議会において、下水道事業に対する国の財政支援は、未普及対策と雨水対策に重点化していくべきと提言されているが、極めて公共性が高い役割を担っていること等を踏まえ、引き続き、老朽化対策への国庫補助制度による適切な財政支援を行うこと。

21 大規模災害に強い日本海側のリダンダンシー機能の充実・確保について

(関係府省) 内閣府、内閣官房、総務省、財務省、農林水産省、国土交通省

[1] 趣 旨

平成7年1月の阪神・淡路大震災を契機として、日本海側のリダンダンシー機能の充実・確保の重要性が叫ばれてきた。平成23年3月の東日本大震災では、被災のなかった日本海側の道路・鉄道・港湾等が救助・救援やその後の復旧活動等に当たって全面的に活用されたことから、日本海側と太平洋側の連携を強化し、多重性・代替性の確保を図りつつ両面を強化することの重要性が再認識された。平成26年6月に策定された「国土強靱化基本計画」においても、現在諸機能が集中している太平洋側だけでなく日本海側も重視し、日本海側と太平洋側の連携を図る国土づくりを進めるなど多重性・代替性を高めるという推進方針が示されている。

また、近年の東アジア諸国やロシアの経済活動の活発化を背景に日本海側の貿易が拡大し、エネルギー開発の面でも日本海側の活用が増大していること等から、経済活動の面においても日本海側を活用していくことの重要性が高まっている。

このように、社会資本整備の面だけでなく経済活動の面でもリダンダンシー機能の充実・確保を図っていく必要がある。

特に中国地方は、関西と九州の中間に位置し双方の拠点都市を繋げる地域であること、また日本海側と瀬戸内海側の間に脊梁をなす中国山地を挟んでおり双方の地域が同時に被災するリスクが小さいことから、中国地方における日本海側のリダンダンシー機能の充実・確保を図ることは日本国土の強靱化を図る上で重要である。

さらに、高度な技術や知識・経験を有する人材についても日本海側に確保し、育成していく体制を構築していくことが必要である。

[2] 内 容

1 日本海側のリダンダンシー機能の充実・確保

同時被災のリスクが小さく、また土地利用状況を踏まえたルート調整が比較的容易な日本海側（山陰地域）に着目し、高速道路等のミッシングリンクの解消等複数軸の公共インフラの整備を早急に進め、リダンダンシー機能を充実・確保すること。

2 リダンダンシー機能を踏まえた事業化手法の構築

東日本大震災等の教訓を活かし、道路・鉄道・港湾・空港の社会資本が持つ多重性・代替性等を事業化に関する評価の項目に追加すること。

3 リダンダンシー機能を充実・確保するための人材確保・育成

日本海側における高度な技術や知識・経験を有する各分野の人材の確保・育成に向けた支援策を講じること。

22 日本海側における地震・津波研究の充実について

(関係府省) 内閣府、内閣官房、総務省、財務省、文部科学省、国土交通省

[1] 趣 旨

日本海側における地震・津波対策については、平成26年8月の「日本海における大規模地震に関する調査検討会」において、統一的な最大クラスの津波断層モデルが設定され、それらに基づいた対策が沿岸道府県において進められているところである。

しかしながら、日本海側、とりわけ、山陰沖などは観測データが十分に得られていない状況であり、沿岸の地震・津波対策への懸念が残されている。

今後、沿岸道府県において進められる「津波防災地域づくり」を推進・充実させるためには、日本海側の地震・津波研究のスピードアップと充実を図る必要がある。

[2] 内 容

1 日本海沿岸全域の歴史地震・古津波調査

日本海側で過去に発生した津波の実態を解明するため、広域的な観点から、現在、進められている「日本海地震・津波調査プロジェクト」において、日本海沿岸の津波堆積物調査などの「歴史地震・古津波調査」を主体的に実施されるとともに、引き続き調査結果の情報提供・共有を図ること。

2 日本海海域における海域構造調査

沿岸道府県において進められる「津波防災地域づくり」を推進・充実させるため、現在、進められている「日本海地震・津波調査プロジェクト」において、日本海海域における地形・活断層を詳細に調査する「海域構造調査」及び評価を引き続き早急に実施し、公表すること。

公表後は、地震調査研究推進本部において、総合的な評価を早期に行い、「日本海における大規模地震に関する調査検討会」の検討結果に反映させること。

23 河川総合開発事業等の推進について

(関係府省) 国土交通省

[1] 趣 旨

近年の気候変動に伴い雨の降り方が局地化、激甚化しており、今後、新たなステージに対応した防災・減災対策への取組が重要となっている。

新たなステージに対応するためには、現在の「比較的発生頻度の高い降雨等」に対して、施設によって防御することが基本であり、これまで進めている治水事業をより一層着実に推進する必要がある。

ついでには、国土強靱化を推進するとともに、国民の命を守り、社会経済活動が麻痺するような最悪の事態を回避するため、根幹となる治水対策の事業促進が図られるよう必要な財源措置を講じること。

[2] 事業概要

【斐伊川及び神戸川の治水対策（鳥取県、島根県）】

名 称	事業主体	事業期間	位 置
大橋川改修及び 中海・宍道湖の湖岸堤の整備	国土交通省	昭和 57 年度～	米子市、境港市、松江市 外

【高梁川の治水対策（岡山県）】

名 称	事業主体	事業期間	位 置
小田川付替	国土交通省	平成 26 年度～	倉敷市

【太田川の治水対策（広島県）】

名 称	事業主体	事業期間	位 置
太田川改修（寺山地区）	国土交通省	平成 27 年度～	広島市

【平瀬ダムの整備（山口県）】

名 称	事業主体	事業期間	位 置
平瀬ダム	山口県	昭和 63 年度～	岩国市、周南市

【大河内川ダムの整備（山口県）】

名 称	事業主体	事業期間	位 置
大河内川ダム	山口県	平成 2 年度～	長門市

【木屋川ダムの整備（山口県）】

名 称	事業主体	事業期間	位 置
木屋川ダム	山口県	平成 21 年度～	下関市、長門市

【矢原川ダムの整備（島根県）】

名 称	事業主体	事業期間	位 置
矢原川ダム	島根県	平成 26 年度～	浜田市、益田市

【波積ダムの整備（島根県）】

名 称	事業主体	事業期間	位 置
波積ダム	島根県	平成 6 年度～	江津市

【第二浜田ダムの整備・浜田ダムの再開発（島根県）】

名 称	事業主体	事業期間	位 置
第二浜田ダム・浜田ダム再開発	島根県	平成 5 年度～	浜田市